

第5章

開発途上国の食品貿易と食品安全規制

飯野 文

はじめに

食品安全に対する社会的関心は近年ますます高まりつつある。とくに貿易との関連では、1995年の世界貿易機関（World Trade Organization: WTO）発足以降、欧州共同体（European Communities: EC）⁽¹⁾－ホルモン牛肉事件（WTO 1998）、狂牛病の発生に起因する牛肉の輸入制限措置、遺伝子組換え（genetically modified organism: GMO）食品にかかわる EC－GMO 事件（WTO 2006b）など、食品の安全性がかかわる貿易紛争も発生してきており⁽²⁾、広く国際社会の関心を集めるところとなってきた⁽³⁾。

本章の課題は、このような貿易と食品安全の問題を開発途上国（以下、途上国）との関係から検討することにある。国際貿易は関税及び貿易に関する一般協定（General Agreement on Tariffs and Trade: GATT）およびそれを継承した WTO によって秩序づけられてきたが、なかでも、食品安全分野は WTO 協定⁽⁴⁾の一部である衛生植物検疫措置の適用に関する協定（Agreement on the Application of Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 協定）がおもに規律対象としている⁽⁵⁾。2000年以降、自由貿易協定（free trade agreement: FTA）を中心として地域貿易協定（regional trade agreement: RTA）の数が激増しており、国際貿易体制という意味では、WTO と RTA とが併存しているが、RTA は WTO 協定に整合的に形成されることが原則であるため、本章の課題を検討

するうえで SPS 協定および当該協定にかかわる WTO の活動に着目し、途上国の貿易にいかなる示唆が生じ得るかを検討することは必須であろう。

WTO 協定は——そして RTA も——貿易自由化を志向するが、食品安全の確保は、しばしばそれとは異なる目的を追求する、いわゆる「非貿易的関心事項」⁶⁾である。WTO 協定は、貿易自由化と非貿易的関心事項の追求という異なるベクトルの調整を試みており、それを体現した協定の一つが SPS 協定である。

SPS 協定上、加盟国には国内で食品安全を確保する手段として、衛生植物検疫措置 (Sanitary and Phytosanitary Measures: SPS 措置) をとる権利が認められている。しかし、先進国の SPS 措置の高度化により、資金力や技術力で劣る途上国の生産者がそれに十分に対応できず、先進国市場に輸出ができないのではないか、ひいては、SPS 協定の発展が世界の所得分配の悪化につながるのではないかという懸念が示されるようになった (山下 2008, 381)。

これまでの先行研究においても、先進国における食品安全基準の導入が途上国の輸出に負の影響を与え得ることが指摘されている (Sheldon 2011, 395)。たとえば、先進国11カ国によるある種の農薬の残留基準が1%厳格化すると、ラテンアメリカ、アジア、アフリカ等21カ国のバナナ輸出が1.63%減少するとの分析がある (Wilson and Otsuki 2004, 144)⁷⁾。また、国連工業開発機関 (United Nations Industrial Development Organization: UNIDO) による最近の包括的な調査によれば、2002~2008年の間に、米国および欧州連合 (European Union: EU) が行った一定の食品輸入差し止め件数のうち、途上国の割合は米国で6割強、EUで7~8割を占めるとされる (UNIDO 2010, 19, 21)。

これらの先行研究からは、食品安全規制が途上国の輸出に及ぼす影響が示されるが、途上国が食品貿易の際にどのような障壁に直面するかという実態については必ずしも明らかとならない。さらには、途上国も食品の輸入国として SPS 措置を導入し、そこに何らかの課題を抱える場合もあるはずである。そこで、これらの点に焦点を当てることも必要であろう。

ところで、貿易上の途上国への配慮も、貿易自由化とは異なる目的を追求

するものである。この点、WTOはWTO設立協定（マラケシュ協定）の前文にも言及があるとおり⁽⁸⁾、途上国に配慮する姿勢をとっている。SPS協定にも、「途上国への特別な配慮に関する規定」（経済産業省通商政策局 2011, 775）を指す「特別かつ異なる待遇」（special and differential treatment: S&D）条項や技術援助条項などがあり、途上国に配慮した規定が存在している。一方、SPS協定は、「サイエンスベース」を顕著な特性とする⁽⁹⁾。従来、GATT/WTO体制下では、無差別原則と相互主義という原則に基づくアプローチが用いられてきたが、SPS協定はそれに加えて科学が「ベンチマーク」として用いられている（Scott 2007, 77）。たとえば、SPS協定上、加盟国がとるSPS措置には科学的正当性が求められるが、科学技術力に劣る途上国の場合、協定上の当該要件を満たせないことが生じ得る。そこで、SPS協定のこの特性が途上国にどのような影響を及ぼし得るかの検討も求められる。

以上をふまえ、本章ではまず次節で、途上国の食品貿易の現状を概観し、SPS措置の影響を受け得る途上国の範囲を考える。第2節では、途上国が食品の輸入および輸出局面で直面する課題の実態を検討し、その傾向を把握する。第3節では、SPS協定中の科学に関する規律を検討し、途上国に対する影響という観点から論じる。最後に、全体のまとめとさらに研究を要する諸点を提示する。本章をもって、食品安全を確保しながら、先進国および途上国がともに貿易上の発展を遂げる方策を考える一助としたい。

なお、「食品安全」の意味するところについては、食品安全保障（フード・セキュリティ）、食品安全（フード・セーフティ）、食品防御（フード・ディフェンス）という三つの概念に分類し得るとの指摘がある（今村 2009, 193）⁽¹⁰⁾。このうち、本章の「食品安全」は、食品安全（フード・セーフティ）を対象とする。

第1節 途上国の食品貿易の現状

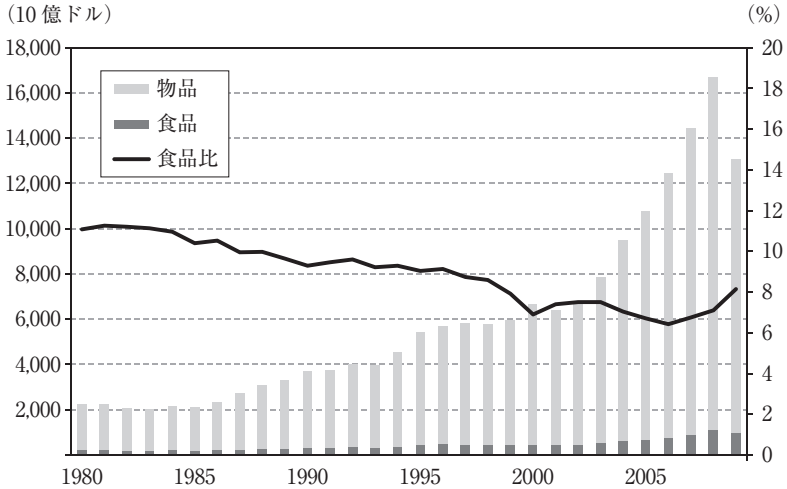
本節では、物品貿易に占める食品貿易の割合と、そこでの途上国の状況を検討する。本節で扱う「食品」には一次産品と加工品が含まれるものとし、国連標準国際貿易商品分類（Standard International Trade Classification: SITC）の Section 0, 1, 4, ならびに division 22を対象とする¹¹⁾。

また、「途上国」については、世界銀行の所得分類（2010年）¹²⁾によれば高所得国以外が途上国とされるが、WTOで後発開発途上国（least developed countries: LDCs）を除いて「途上国」が自己宣言的となっていることも考慮し¹³⁾、より実態を把握する観点から、当該高所得国であって経済協力開発機構（Organisation for Economic Co-operation and Development: OECD）に加盟している国およびEU（2013年加盟のクロアチアを除く27カ国）を「先進国」とした（2012年時点）。この結果、本節で「先進国」に含まれる国は、EU27カ国のほか11カ国（オーストラリア、カナダ、アイスランド、イスラエル、日本、韓国、リヒテンシュタイン、ニュージーランド、ノルウェー、スイス、米国）となるので、それ以外が「途上国」と表現される。なお、貿易データについては、国によって全時系列データが入手できない場合や一部欠如している場合がある¹⁴⁾。

1. 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合

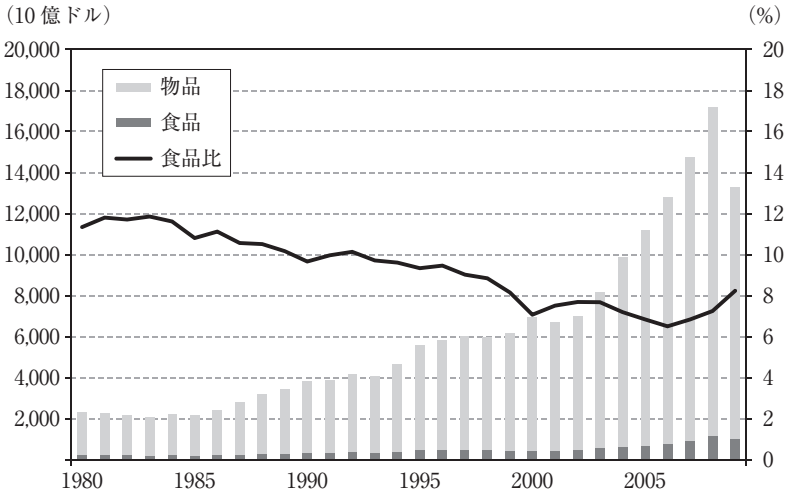
図1および図2は、世界の物品貿易に占める食品貿易の割合（額ベース）を示している。1980年代以降、食品貿易は輸出入ともに物品貿易の1割前後に相当していることがわかる。また、図3および図4は、1割前後の食品貿易のなかで、先進国と途上国が占める割合を示している。1980年代以降、先進国の占める割合は、輸出で6～7割、輸入で7割前後であり、途上国の食品貿易は、輸出で3～4割、輸入で3割前後に相当することがわかる。

図1 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合（輸出額）



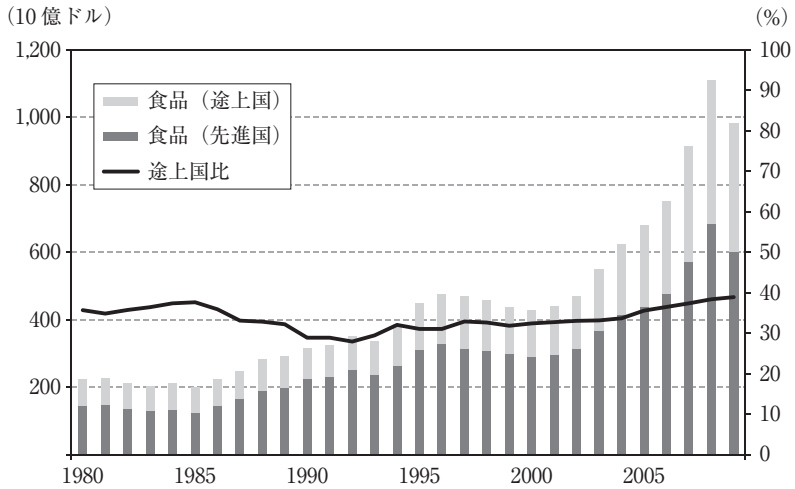
(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。
 (注) 香港およびシンガポールの再輸出を除く。

図2 世界の物品貿易に占める食品貿易の割合（輸入額）



(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。
 (注) 香港およびシンガポールの再輸出を除く。

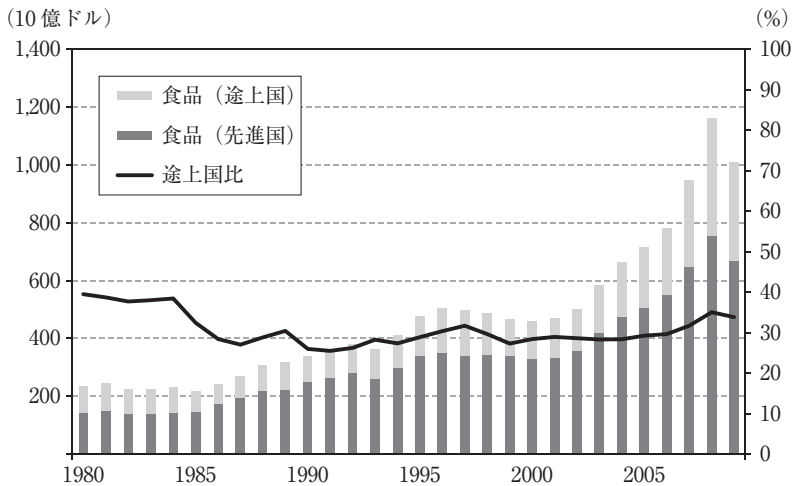
図3 世界の食品貿易に占める途上国の割合（輸出額）



(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

(注) 香港およびシンガポールの再輸出を除く。

図4 世界の食品貿易に占める途上国の割合（輸入額）



(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

(注) 香港およびシンガポールの再輸出を除く。

2. 途上国の食品貿易の傾向

表1, 表2は, 世界の食品輸出入総額に占める途上国各国の食品貿易額の割合(上位20カ国)を年代別にみたものである。表1からは, 輸出3~4割のうち, 上位20カ国で占める割合が2~3割に達していることがわかる。たとえば, 2009年には, 上位10カ国で23.2%, 同15カ国で27.2%, 同20カ国で29.5%を占めている。

表2が示す途上国の輸入3割前後の内訳をみると, 上位20カ国の占める割合は1.5~2割である。2009年には, 上位10カ国で15.7%, 同15カ国で19.3%, 同20カ国で22.3%を占めている。

輸出・輸入割合の上位20カ国の多くは, 上位中所得国以上である(表中の網掛け部分)。そこで, 食品貿易に関しては上位中所得国とそれ以外の国とで途上国が分化していることが示唆される。食品の輸出に際して, または輸入食品に規制を課すという意味で, 食品安全規制にとくに影響を受けるのは, これらの国々であるといえる。

第2節 途上国が食品貿易に際して直面する課題

WTOにおいてSPS協定は全加盟国で構成されるSPS委員会の管轄下にある。この委員会では, 加盟国のSPS措置の通報を通じた透明性確保や, 「特定の貿易上の関心事項」(specific trade concern: STC)の議論を通じた加盟国間の調整などが行われている。

STCは, 1996年6月会合以降のSPS委員会で議題設定されたもので¹⁵⁾, 「輸出国が, ある輸入国のSPS措置が自国からの輸出に悪影響を与えていると考える場合に, その輸出国が懸念を提起し, 輸入国の見解を求めること」が可能な手続である¹⁶⁾。もともとSPS委員会は加盟国間の貴重な「情報交換」

表1 国別・年代別の途上国の食品貿易の割合（輸出額ベース）

(単位：%)

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2009
1	ブラジル 4.2	ブラジル 4.7	ブラジル 2.8	ブラジル 2.9	中国 3.2	ブラジル 4.5	ブラジル 5.3
2	アルゼンチン 2.3	アルゼンチン 2.8	中国 2.5	中国 2.7	ブラジル 3.0	中国 3.6	中国 3.6
3	中国 1.4	中国 2.1	アルゼンチン 2.2	タイ 2.4	アルゼンチン 2.7	アルゼンチン 2.7	アルゼンチン 2.8
4	タイ 1.3	タイ 1.6	タイ 2.1	アルゼンチン 2.3	タイ 2.3	タイ 1.9	タイ 2.3
5	ロシア 1.3	マレーシア 1.4	マレーシア 1.1	マレーシア 1.6	メキシコ 1.9	メキシコ 1.7	インドネシア 2.0
6	インド 1.1	インド 1.1	メキシコ 1.0	メキシコ 1.4	インドネシア 1.3	インドネシア 1.5	マレーシア 1.8
7	南ア 1.0	コロンビア 1.0	トルコ 0.9	インド 1.3	マレーシア 1.3	マレーシア 1.4	メキシコ 1.5
8	フィリピン 0.9	トルコ 1.0	インドネシア 0.9	インドネシア 1.2	インド 1.3	インド 1.3	インド 1.4
9	マレーシア 0.9	インドネシア 0.9	インド 0.9	トルコ 0.9	チリ 1.0	トルコ 1.1	ロシア 1.4
10	メキシコ 0.9	コートジボワール 0.9	台湾 0.9	台湾 0.9	ロシア 0.9	チリ 1.1	チリ 1.1
	上位10カ国計 15.2	上位10カ国計 17.6	上位10カ国計 15.2	上位10カ国計 17.6	上位10カ国計 18.8	上位10カ国計 20.9	上位10カ国計 23.2
11	コートジボワール 0.9	台湾 0.9	コロンビア 0.7	チリ 0.7	ペトナム 0.8	ロシア 0.9	トルコ 1.1
12	インドネシア 0.7	メキシコ 0.8	チリ 0.6	コロンビア 0.7	トルコ 0.8	ペトナム 1.0	ペトナム 1.0
13	シンガポール 0.7	フィリピン 0.6	南ア 0.5	エクアドル 0.5	コロンビア 0.6	ウクライナ 0.6	ウクライナ 1.0
14	トルコ 0.7	南ア 0.5	フィリピン 0.5	フィリピン 0.5	南ア 0.5	南ア 0.6	南ア 0.6
15	旧ユーゴ 0.5	エクアドル 0.5	エクアドル 0.4	コートジボワール 0.5	台湾 0.4	コロンビア 0.5	ア首連 0.5
	上位15カ国計 18.7	上位15カ国計 20.8	上位15カ国計 18.0	上位15カ国計 20.6	上位15カ国計 22.0	上位15カ国計 24.7	上位15カ国計 27.2
16	エクアドル 0.4	チリ 0.4	モロッコ 0.4	コスタリカ 0.4	フィリピン 0.4	ア首連 0.4	エクアドル 0.5
17	ガテマラ 0.4	コスタリカ 0.4	シンガポール 0.3	ペルー 0.3	コートジボワール 0.4	ペルー 0.4	コロンビア 0.5
18	ガーナ 0.3	ホンデュラス 0.3	旧ユーゴ 0.3	モロッコ 0.3	エクアドル 0.4	エクアドル 0.4	ペルー 0.5
19	モロッコ 0.3	旧ユーゴ 0.3	コスタリカ 0.3	シンガポール 0.3	ペルー 0.4	コートジボワール 0.4	コートジボワール 0.4
20	チリ 0.3	ケニア 0.3	ガテマラ 0.2	ガテマラ 0.3	コスタリカ 0.4	フィリピン 0.4	ウルグアイ 0.3
	上位20カ国計 20.3	上位20カ国計 22.5	上位20カ国計 19.5	上位20カ国計 22.3	上位20カ国計 24.0	上位20カ国計 26.7	上位20カ国計 29.5

(出所) WTO, Statistics Database より筆者作成。

(注) 1) 香港およびシンガポールの再輸出を除く。

2) 網掛けしてある国は上位中所得国以上を示す。

表2 国別・年代別の途上国の食品貿易の割合（輸入額ベース）

（単位：％）

	1980	1985	1990	1995	2000	2005	2009
1	サウジアラビア 1.81	サウジアラビア 1.63	中国 1.37	ロシア 1.37	中国 1.97	中国 3.00	中国 4.48
2	中国 1.37	アルジェリア 1.16	メキシコ 1.29	中国 1.29	メキシコ 1.85	ロシア 2.50	ロシア 2.70
3	メキシコ 1.35	香港 1.08	香港 1.16	香港 1.30	ロシア 1.81	メキシコ 1.86	メキシコ 1.70
4	香港 1.02	台湾 0.89	台湾 1.04	ブラジル 1.21	香港 1.28	サウジアラビア 1.22	サウジアラビア 1.16
5	ブラジル 1.02	中国 0.81	サウジアラビア 0.99	台湾 1.18	サウジアラビア 1.17	香港 0.93	香港 1.03
6	アルジェリア 0.94	エジプト 0.69	エジプト 0.86	メキシコ 0.96	台湾 1.09	台湾 0.92	インド 1.00
7	台湾 0.71	マレーシア 0.68	アルジェリア 0.69	サウジアラビア 0.95	ブラジル 0.80	マレーシア 0.82	ア首連 1.00
8	エジプト 0.67	メキシコ 0.64	旧ユーゴ 0.67	マレーシア 0.77	ア首連 0.79	ア首連 0.75	マレーシア 0.98
9	ペネズエラ 0.66	インド 0.63	ブラジル 0.63	インドネシア 0.76	エジプト 0.77	インドネシア 0.68	インドネシア 0.85
10	インドネシア 0.59	ブラジル 0.60	マレーシア 0.60	エジプト 0.70	マレーシア 0.77	タイ 0.66	台湾 0.79
	上位10カ国計 10.1	上位10カ国計 8.8	上位10カ国計 9.3	上位10カ国計 12.3	上位10カ国計 12.3	上位10カ国計 13.3	上位10カ国計 15.7
11	リビア 0.56	パキスタン 0.52	シンガポール 0.60	アルジェリア 0.67	インドネシア 0.73	インド 0.65	エジプト 0.76
12	マレーシア 0.54	ア首連 0.51	トルコ 0.55	タイ 0.56	タイ 0.58	イラク 0.60	イラク 0.75
13	インド 0.53	ペネズエラ 0.44	タイ 0.50	トルコ 0.53	フィリピン 0.57	エジプト 0.55	ベトナム 0.74
14	旧ユーゴ 0.50	シリア 0.35	ア首連 0.48	シンガポール 0.52	イラン 0.56	アルジェリア 0.55	タイ 0.70
15	クウェート 0.42	インドネシア 0.33	フィリピン 0.40	フィリピン 0.50	アルジェリア 0.56	シンガポール 0.49	ブラジル 0.66
	上位15カ国計 12.7	上位15カ国計 11.0	上位15カ国計 11.8	上位15カ国計 15.3	上位15カ国計 15.3	上位15カ国計 16.2	上位15カ国計 19.3
16	ア首連 0.39	リビア 0.33	リビア 0.38	パキスタン 0.43	シンガポール 0.51	フィリピン 0.48	アルジェリア 0.63
17	モロッコ 0.35	クウェート 0.32	パキスタン 0.38	南ア 0.38	インド 0.48	トルコ 0.46	ペネズエラ 0.62
18	チリ 0.33	モロッコ 0.31	インドネシア 0.33	モロッコ 0.35	トルコ 0.46	ブラジル 0.45	トルコ 0.60
19	パキスタン 0.30	南ア 0.29	南ア 0.25	インド 0.33	ペネズエラ 0.37	イラン 0.43	イラン 0.56
20	フィリピン 0.28	トルコ 0.28	インド 0.23	ペネズエラ 0.32	モロッコ 0.35	ナイジェリア 0.40	フィリピン 0.52
	上位20カ国計 14.3	上位20カ国計 12.5	上位20カ国計 13.4	上位20カ国計 16.9	上位20カ国計 17.5	上位20カ国計 18.4	上位20カ国計 22.3

（出所） WTO, Statistics Database より筆者作成。

（注） 1） 香港およびシンガポールの再輸出を除く。2011年の分類に基づく/旧ユーゴは除外。

2） 網掛けしてある国は上位中所得国以上を示す。

の場として機能しているが、なかでも STC については「重要なメカニズム」(Scott 2007, 50)として、提起された問題が解決された割合をみても比較的機能しているとの評価がある (Scott 2007, 57)。このような STC の意義や利用状況をみると、食品安全分野で途上国が提起した、または提起対象となった STC を検討することで、食品の輸出国・輸入国として途上国が直面する課題の一端が浮かび上がると考えられる。

そこで、本節では、これまで SPS 委員会に提起された STC を検討し、食品の輸出入に際して途上国が直面する課題の抽出を試みることにする。

1. 途上国がかかわる STC の傾向

STC の活用状況は、WTO のデータベース (SPS Information Management System: IMS)¹⁷⁾にて検索可能である。IMS 検索によれば、WTO が発足した 1995年以降、2011年 (7月末) までの間に提起された STC の総数は312件である。このうち、途上国の提起件数は148件、先進国の提起件数は175件であり、途上国が占める割合は44.4%となる (11件は、提起国、措置国に先進国、途上国双方が含まれる場合であり、ダブルカウントしている)。途上国の STC の活用は WTO 事務局においても積極的であると評価されているようである (Scott 2007, 52)。

IMS では「食品安全」(food safety)を含む分野別の STC が検索可能である。そこで同期間の食品安全分野の STC を検索すると、86件提起されていることがわかる¹⁸⁾。このうち、途上国による提起件数は42件である。総数に占める途上国の提起件数の割合44.4%と比較すると、食品安全分野の割合は47.7%とやや高く、この分野でも本手続を途上国が比較的活用しているといえる。

途上国が提起した42件を相手国別にみると、対先進国39件、対途上国3件であり、提起相手国としては、先進国が圧倒的に多い。対先進国39件の国別内訳は、EUが27件、日本6件、米国4件、韓国およびオーストラリア1件であり、EUに対する提起件数が突出している。また、提起した途上国の内

訳（上位）は、中国11件、タイ5件、アルゼンチン5件、ブラジル4件である。

一方、途上国が提起対象（被提起国）となったSTCの提起国は、先進国が21件、途上国が3件である（ただし、後掲表3注2参照）。被提起件数が多い途上国は、中国7件、インド3件となっている（ただし、同注3参照）。

また、表3は、途上国による提起件数と被提起件数を所得分類別にみたものである。食品の輸出国としては、中所得国以上、とくに上位中所得国による提起件数が多いことが示される。被提起件数からも中所得国以上が提起対象となっていることがわかる。

以上をみると、食品安全分野で途上国がSTCを利用しているとしても、関与のあり方には途上国間で格差が生じていることが示される。途上国によっては、リソースやキャパシティを有さず、本手続を活用しきれない潜在的な事項があり得ることを考慮すると、この格差はさらに拡大すると考えられる。

表3 途上国による食品安全分野のSTC提起・被提起件数
（所得分類別）
(件)

途上国	提起件数 （輸出国の立場）	被提起件数 （輸入国の立場）
高所得国	－	6
上位中所得国	37	12
下位中所得国	10	10
低所得国	2	－
計	42	24

（出所）SPS Information Management System より、筆者作成。被提起件数の所得分類からは、台湾1件を除く。

- （注）1）1件を複数国で提起・被提起している場合があるので、総数と不一致。
- 2）途上国が途上国に対して提起した3件は重複している。
- 3）途上国の被提起件数24件中、2件は同一措置で複数の国を被提起国としているため、国別にはもう少し数字が膨らむ可能性もあるが少なくとも傾向は把握可能である。

2. 途上国による食品安全分野のSTCの実態

つぎに、途上国がかかわる食品安全分野のSTCを個別に検討する。各案件における提起国の主張や議論の経緯を検討することで、途上国が直面する課題の抽出を試みる。章末に添付した付表A、付表Bは、それぞれ途上国が提起したSTC、途上国が被提起国となったSTCを概観したものである。表中の「No」は通し番号を、「SPS」は提起順に付されるSPS委員会での案件番号を指している。また、「Title」欄にある括弧内は当該STCがSPS委員会で提起された年（複数の場合もある）を示している。本節では、通し番号で個々の案件を示す。

(1) 途上国の食品輸出にかかわる問題

まず、付表Aからは、途上国の食品輸出にかかわる問題がおおむね次の五つに大きく分類され得る。

第一に、途上国における伝染病の発生や特定の汚染物質の混入等を原因として、輸入国側が発動する緊急措置である。典型的な例としては、コレラ発生、ダイオキシン混入、化学物質汚染（3, 6, 7）が挙げられる。

第二に、輸入国が導入する農薬・化学物質等の残留基準への適合が途上国にとって困難な場合である。とくにEUの関連基準は提起対象とされている例が多い（9, 18, 21など）。たとえば、コートジボワールがEUの果物、野菜中の農薬の残留基準によって、同国産の果物の輸出、ひいては同国の小規模農家に負の影響が生じるなどとして、適用除外や技術支援を求めた事例（9）、農薬の残留基準案におけるゼロ基準（default detection limit）の一部採用、国際基準であるコーデックス基準の不採用に対して、アルゼンチンほかの多くの途上国が説明や危険性評価の提示を求めるとともに、遵守に必要なキャパシティの不足を主張した事例（18）、国際基準より厳格な残留農薬基準案について、中国が科学的証拠の提示や国際基準の採用を求めた事例（21）が

ある。

また、日本の有機リン系農薬等の残留基準に対して、中国産ホウレンソウが負の影響を受けており、科学的証拠に基づかない基準であると中国が主張した事例(20)や、日本の残留農薬等のポジティブリスト制度(別途定める場合を除いて、食品の残留基準値は一律に0.1ppmを超えてはならないとする制度)に関して、一律基準は野菜の輸出に負の影響を与えるとして危険性評価の提示や残留値の検査方法の公開、途上国に対する追加適応期間、技術支援などを中国が求めた事例(26)、ブラジルが同制度の基準がコーデックス基準より厳格であり、未焙煎コーヒー豆の輸出が困難であるため、基準の修正や経過期間を求めた事例(35)などがある。

これらの例からは、提起される基準に、関連する国際基準(コーデックス基準)が存在する場合と存在しない場合があることがわかる。SPS協定上、WTO加盟国は基準の国際調和促進の観点から、国際基準が存在する場合には原則として自国のSPS措置を当該基準に基づいてとる義務がある。途上国は少なくともコーデックス基準を満たそうとするため、とくに途上国にとって問題となるのはコーデックス基準よりも厳格な基準が採用されている場合となる⁽¹⁹⁾。

第三に、科学的不確実性への対処であり、例として、GMO食品に対する輸入規制が挙げられる。GMO関連製品は、人間や自然界への影響が科学的に解明されていない部分もあるので、国によってはGMO関連製品の輸出入や流通を規制している。たとえば、エジプトがGMO含有食品を輸入制限したために、ツナ缶の輸出が制限されたタイは、同国産のツナ缶にはGMO作物を原料とする大豆油が含まれず制限は差別的であるなどとして制限撤廃を求めた(40)。また、EUのGMO含有食品・飼料のトレーサビリティ・ラベリング要求(EU規則)にアルゼンチンが疑問を提起した事例(10)、EUの新規食品(novel foods)規則改正案に対して、多数の途上国が「新規食品」の定義でGMO食品とそれ以外とが区別されず、また食品としての長年の実績ある伝統的食品と外来の食品(exotic foods)とが区別されない点などを指

摘し、途上国の輸出に負の影響があると懸念表明した例がある (30)。

第四に、プライベート・スタンダードの問題である。輸入国が厳格な基準を導入していないとしても、輸入国の小売店があるプライベート・スタンダードを採用すると、それを満たした製品でなければ実際に販売されないという障壁が出現する。この点、SPS 委員会では、1997年に導入された民間認証である欧州小売業組合適正農業規範 (European retail standard for Good Agricultural Practises: Eurep GAP⁽²⁰⁾) が STC として提起された経緯がある。セントビンセントおよびグレナディーン諸島が、英国小売店で Eurep GAP への適合が取引条件とされている件について、SPS 協定で規律し得る面があると問題提起したところ、ジャマイカが民間認証であるためとるべき手続が不明と述べるなど複数の途上国が懸念を表明した。これに対して EU は、Eurep GAP は民間認証であって EU の SPS 基準を超えたとしても EU 法違反でなく対処できないこと、Eurep GAP の認証は、多くの場合 NGO (non-governmental organization) の懸念を反映しているので、途上国にはこの問題を NGO と議論して欲しいと述べた (27) (プライベート・スタンダードについては本書第 8 章参照)。

第五に、検査体制など、輸入国側における食品安全の確保体制にかかわる問題がある。たとえば、EU の食品・飼料緊急警告システム (Rapid Alert System for Food and Feed: RASFF) では、EU 加盟国で食品・飼料に関するリスクが検知されると、全加盟国に情報提供が行われる⁽²¹⁾。このシステムで 2007 年にセネガル産マンゴーが EU の関連基準を満たさないと検出された件について、セネガルは、本件は EU の検査ミスに起因し、さらにはある特定の輸出事業者のみがかかわる問題であったにもかかわらず、EU 向け輸出のすべてが影響を受けたと主張した (32)。

このほか、潜在的課題として、近年、FTA の急増にみられるように RTA が増加しているなか、RTA 形成時に相手国の食品安全基準に合わせることで従前よりも基準が厳格化し、域外国との貿易に影響を与える場合が考えられる。たとえば、ルーマニアが EU 加盟の前後に肉類、牛乳、乳製品、鶏卵

といった動物性輸入食品に関する基準を EU 基準に適合させはじめた結果、ルーマニア向け関連食品が輸入禁止になったとモルドバが問題提起した (13)。

(2) 途上国の食品輸入にかかわる問題

付表 B は、途上国が被提起国となった STC を示している。この表からは、食品の輸入国としての途上国に対し、全体として、WTO に対する SPS 通報の有無や通報のタイミングの遅れなど、手続上の問題が多く指摘されていることが示される。また、STC はおおむね次の四つに分類し得る。

第一に、特定の汚染物質混入に対する措置である。とくに、必要以上に対象範囲を拡大した措置や根拠に欠ける措置の継続に懸念が表明されている。具体的には、ダイオキシン混入に伴う措置 (3, 4, 15)、抗生物質混入に伴う措置 (7)、スペインのオリーブ油に関する措置 (11) が挙げられる。科学的根拠の欠如もあわせて指摘される場合もみられる。

1999年にベルギーで発生したダイオキシン混入事故の後、EU はすでに対応策をとっているにもかかわらず、途上国を含む多くの国が輸入禁止措置を継続しているが、科学的に正当化されず、当該措置も SPS 委員会に未通報であるなどと主張した (3)。また、EU 非加盟国であるスイスは、同事故に関連して欧州産製品の輸入が制限されているが、マレーシアとシンガポールが措置の対象を汚染地域に限定せず、スイスも負の影響を受けていると問題提起した (4)。さらには、2006年に欧州で発生したダイオキシン汚染事故に関連して、汚染が疑われる製品はすべて回収されるなど対応がとられたにもかかわらず、中国のみ輸入制限を継続しているとして措置の撤廃と科学的証拠の提出を EU が求めた事例がある (15)。

抗生物質の混入については、オランダ産の動物性食品に抗生物質が検出された後、すべての同国産動物性製品の輸入を中国が差し止めたのに対して、EU は必要以上に貿易制限的であるなどとして措置の撤廃を求めた (7)。

また、2001年に生じたスペイン産オリーブ油の汚染事故の後、翌年に調査

報告も出され問題は解決しているにもかかわらず、バーレーン、クウェート等の湾岸諸国が科学的証拠なく輸入制限措置を継続しているなどとしてEUが措置の撤廃を求めた例がある(11)。

第二に、輸入手続・基準に関する問題である。途上国が導入済、または導入検討中の手続や基準の科学的正当性に懸念が表明される場合に加えて(1, 8, 9, 12, 19)、内国民待遇上の懸念が示される場合がある(2, 16, 17, 18)。

前者の例としては、ブラジルがEU産ワインの輸入のためにEU域内施設に対するブラジル関連当局の検査と認証を要求する法案を作成していたところ、EUが個別施設検査の科学的根拠の有無を照会するとともに、特別の認証条件や法案の未通報に懸念表明した事例(1)、中国が検討中であった生肉・鶏肉産品の大腸菌(E-coli)のゼロトレランス(許容誤差ゼロ)基準に対して、米国が完全な病原菌の排除は現行の技術と慣行では達成不可能であり、当該基準の根拠となる危険性評価や通報等を求めるなどした事例(8)がある。そのほか、インドネシアの家畜用成長ホルモン剤の利用禁止法案に対して、米国やカナダが科学的正当性にかかわる疑問を提起した例(9)、インドによる生鮮野菜・果物に対するワックス(grade wax)使用の禁止に対して、米国がコーデックス基準を超えるとして措置の科学的正当性と未通報に懸念を表明した例(12)、台湾のラクトパミンのゼロトレランス基準に関する科学的根拠の存在と、通報済の措置と実際に導入された措置との相違について米国が問題提起した例(19)がある。

内国民待遇に関連するSTCは、いずれも米国が提起したものである。中米諸国における鶏肉中のサルモネラ菌のゼロトレランス基準について、国産品にはゼロトレランスのための監視システムがない一方、輸入品に対してのみ厳格なコントロールが行われ差別的であるなどとの指摘がなされた事例(2)、中国による生肉・鶏肉中の病原菌ゼロトレランス基準がコーデックス基準よりはるかに厳しく、必要以上に貿易制限的であることに加え、科学的根拠を欠き、国産品には当該基準が適用されておらず差別的であるとの懸念が表明された事例がある(16)。また、エルサルバドルの鶏肉・鶏卵中のサ

ルモネラ菌ゼロトレランス基準および認証証明書の要求について、科学的正当性なく、輸入品に対してのみ厳格な基準と要求がなされている点で内国民待遇上の問題もあるとの指摘が行われた例(17)、インドの乳製品に関する輸出証明要求が貿易制限的かつ科学的正当性を欠くことに加え、国産品に比べて厳格な残留基準を課しており差別的であるなどとして問題提起された事例(18)がある。

第三に、科学的不確実性に関連する措置であり、具体的には GMO 製品に関連する途上国の規制や基準が提起対象となっている(6, 14, 付表A-10)。たとえば、中国のバイオ製品の管理規則案でバイオ製品としての強制表示などが義務とされていることについて、GMO 製品の輸入に負の影響が及ぶとして米国が懸念を表明しつつ、国産品と輸入品に対する異なる承認手続が差別的である点、強制表示の科学的正当性に疑問があること、未通報などの手続的問題がある点を問題提起した(6)。同様に、米国はインドのバイオ製品の表示義務および輸入事前認証規則案に対して、措置の不透明性と科学的根拠の欠如に加え、未通報などの手続面についても問題を指摘した(14)。

第四に、途上国における食品安全確保の体制面にかかわる問題が挙げられる。たとえば、フィリピンが肉類・乳製品輸出のための HACCP (hazard analysis and critical control point) 第三者認証制度の導入を計画したところ、カナダは、フィリピン生産者が同様の要件下にあるか不明であることに加え、独立の第三者機関による認証は不当かつ貿易制限的、カナダの関連当局が認証可能であると主張した(10)。

また、検査・認証にかかわる施設や手続が問題視される場合もある(1, 13, 20)。国産食品の安全性確保・品質管理の強化を目途してタイが公衆衛生規則案を策定したところ、米国は自国産の生鮮食品が「高リスク」と分類され、その結果輸出事業者には病原菌要件や農薬・重金属残留基準の遵守のため煩雑かつ高コストの検査・認証が求められていると問題提起し、危険性評価を含む科学的根拠、国産品に同様の検査・認証手続が求められるのか情報公開を要求するとともに、施行延期を求めた(13)。ウクライナで導入予定

であった動物・動物製品の輸出継続希望施設に対する検査措置に対し、EUは突然の導入であり対象製品の範囲、検査手続が不透明であるなどとして輸入制限につながり得るとの懸念を表明し、施行延期を要請した(20)。

(3) 全体の傾向

以上をみると、食品の輸出国、輸入国として途上国が直面する課題には異なる傾向がみられるといえよう。輸出国としては、途上国における伝染病や汚染物質混入に起因する先進国の緊急輸入制限措置を除けば、先進国の食品安全基準や先進国企業が採用するプライベート・スタンダードへの適合の難しさが課題としてあげられる。また、食品安全確保の体制については、一般に先進国における手続や検査に際して、輸入が許可されるまでに要する期間、情報提供要請、リスク評価の有無に関連して、時間を要することが問題とされることが多い²²⁾。

一方、食品の輸入国としての途上国にとっては、SPS協定上の通報の有無や通報時期の遅れなど手続上の問題のほか、内国民待遇の確保など、SPS協定に対する理解を深め、国内体制の強化をはかることを通じて、改善が見込まれそうな部分が多い。

危険性評価に関する照会や科学的正当性に対する疑問など、科学に関連する問題が指摘される例は、輸出国としても輸入国としてもみられた。GMOなどの科学的不確実性があるとされ得る産品については、不確実性に対する先進国間の見解の相違が途上国の政策に波及する場合もある²³⁾。これらの問題は、本章の冒頭でも指摘した「サイエンスベース」というSPS協定の特性にかかわるものである。次節では、SPS協定で科学がどのように扱われており、それがどのような影響を途上国に及ぼし得るのかについて検討する。

第3節 SPS協定中の科学に関する規律と途上国

1. SPS協定中の科学に関する規律の全体像

SPS協定において、科学に基づく義務を定める中心的な規定は、第2条2項、第5条1項、第5条7項である²⁴⁾。各規定は次のように定めている。

第2条2項

「加盟国は、衛生植物検疫措置を、人、動物又は植物の生命又は健康を保護するために必要な限度においてのみ適用すること、科学的な原則に基づいてとること及び、第5条7に規定する場合を除くほか、十分な科学的証拠なしに維持しないことを確保する。」

第5条1項

「加盟国は、関連国際機関が作成した危険性の評価の方法を考慮しつつ、自国の衛生植物検疫措置を人、動物又は植物の生命又は健康に対する危険性の評価であってそれぞれの状況において適切なものに基づいてとることを確保する。」

第5条7項

「加盟国は、関連する科学的証拠が不十分な場合には、関連国際機関から得られる情報及び他の加盟国が適用している衛生植物検疫措置から得られる情報を含む入手可能な適切な情報に基づき、暫定的に衛生植物検疫措置を採用することができる。そのような状況において、加盟国は、一層客観的な危険性の評価のために必要な追加の情報を得るよう努めるものとし、また、適当な期間内に当該衛生植物検疫措置を再検討する。」

これらの規定が科学に関して定めるところの全体像であるが、まず、第2条2項は「基本的な権利及び義務」を定める第2条の一部であり、SPS措置が科学的原則に基づき、また科学的証拠を根拠にとられることを定めている。第5条1項はこの基本的義務をより具体的なものとし、SPS措置は危険性評価に基づかねばならないとしている。第5条1項違反があれば第2条2項違反が推定されるという関係である（WTO 1998c, para. 138）²⁶⁵。

第2条2項はまた、「第5条7項に規定する場合を除くほか」加盟国がSPS措置を第2条2項の要件に基づいてとるよう確保すると規定し、第5条7項は「関連する科学的証拠が不十分な場合」に、一定の条件のもとで加盟国が暫定的SPS措置（以下、暫定措置）をとることを認めている。つまり、「関連する科学的証拠が不十分」である状況は第2条2項の適用範囲から除外され、加盟国には第5条7項が定める条件を満たしたうえで暫定措置をとる「権利」が認められる（WTO 2008b, paras. 674, 678）²⁶⁶。

このほか、上記には挙げていないが、SPS措置の調和に主眼をおく第3条にも科学との関係がみられる。第3条1項は、国際基準等²⁶⁷がある場合には自国の基準をそれに準拠すべきことを定めるが、国際基準策定機関²⁶⁸は科学に基づいて基準を策定しているため、この場合にも加盟国の基準には科学的裏づけがあることになる²⁶⁹。ただし、加盟国は科学的に証明できれば、国際基準よりも高い水準の保護をもたらすSPS措置も採用できる（第3条3項）²⁷⁰。

以下では、第2条2項、第5条1項、第5条7項について、これまでの貿易紛争でWTOのパネルと上級委員会によって示された先例の解釈も含めて検討し、科学に基づく義務として明らかとなっている範囲を明確にしたうえで、途上国にどのような影響があり得るのか考察する。

2. SPS協定中の科学に関する規律の具体的内容

(1) 科学に関する基本的な権利及び義務：第2条2項

第2条2項は、第一にSPS措置が人や動植物の生命健康に必要な限度に

おいてのみ適用されること、第二に SPS 措置は科学的な原則に基づいてとられること、第三に SPS 措置が十分な科学的証拠なしに維持されてはならないこと、という累積的な³¹⁾三つの要件を規定している (WTO 2006b, para. 7.1424)。このうち、第一および第二の要件についてはこれまでの先例で明確な指針が出ているとは言い難く、たとえば必要な限度とはどの程度かといった点は明らかでない³²⁾。他方、第三の要件の内容は先例を通じて以下のように一定程度明らかとなっている。

第三の要件の「科学的証拠」とは、「科学的手法を通じて得られた証拠」を意味している。第5条7項が「情報」を求めているのと対照的に本条で「証拠」が求められているのは、十分な根拠に欠ける情報や証明されていない仮説はここでいう「証拠」には該当しないという趣旨である (WTO 2003a, paras. 8.92-8.93)。証拠が「十分に」要求されるのは、国際貿易の促進と人の生命健康の保護という時に異なる価値と利益のバランス確保のためであり (WTO 1998c, para. 177)、措置と科学的証拠との間には「合理的又は客観的な関係」が求められる。それはケースバイケースで判断される (WTO 1999, para. 84)。

このように、第2条2項については明らかになっていない部分はあるものの、第5条1項違反は科学的原則／十分な科学的証拠に基づかないものに該当するとして第2条2項違反が推定される点 (WTO 1998c, para. 138) や「科学的証拠」の趣旨と内容を明らかにしようとしてきた先例の姿勢は、「科学」が判断基準として重視されていることを示すものである。

(2) 危険性評価：第5条1項

第5条1項は、SPS 措置が危険性評価に基づいてとられなければならないとする基本原則を規定し (WTO 2010a, paras. 7.170-7.171)、第一に危険性評価がそれぞれの状況において適切に、関連する国際機関作成の危険性評価の方法と第5条2項 (危険性評価で考慮し得る要因を規定) の要因を考慮に入れつつ行われたこと、第二に SPS 措置が危険性評価に基づくこと、を要求して

いる (WTO 2010a, para. 7.173)。

このうち途上国への影響という観点からは、危険性評価とはなにか、「それぞれの状況において適切に」の趣旨、第5条2項の規定する要素、「基づいて」の趣旨が重要である³³。

食品安全にかかわる危険性評価は、SPS 協定附属書 A - 4で「飲食物若しくは飼料に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気を引き起こす生物の存在によって生じる人若しくは動物の健康に対する悪影響の可能性 (potential) についての評価」と定義され³⁴、当該評価は科学的手順を踏んで行われる³⁵。評価の手法 (たとえば、添加物ごとに行くか、または食品ごとに行くかなど) は、SPS 協定に規定がないので加盟国が決定できるが、どんな物質がどのような経路で健康に悪影響を引き起こしているかなどの点には、十分な「特定性」が求められる (WTO 2003b, paras. 202-204)。たとえば、ある添加物のグループが一般論としてある病気を引き起こすといったような評価は十分に特定のとされない。また、危険性評価は、SPS 措置をとる加盟国が実施しなければならないものではなく、関連国際機関やほかの加盟国が実施したものでもよいとされている (WTO 1998c, para. 190)。

このように危険性評価には、「体系化された、規律ある、客観的な調査と分析」(WTO 1998c, para. 187) として科学的裏づけが必要とされるが、一方で WTO の上級委員会は危険性評価に対する限定的なアプローチについて注意喚起もしている。すなわち、「第5条1項の危険性評価で審査されるべき危険とは……現実の人間社会での危険、言い換えれば人々が実際に生活する現実世界で生じる人間の健康への悪影響の可能性が含まれる」(WTO 1998c, para. 187) のである。とはいえ、インフラの未整備や衛生環境の面など途上国に特有の事情に伴う危険がどこまで反映され得るのか、そもそもその余地があるのかは明らかでない。

この点、第5条1項は危険性評価を「それぞれの状況において適切」に行うとも規定しているので、この文言からも経済発展レベルの相違など途上国の事情が考慮され得るのかが問題となる。これまでのところ当該文言は、加

盟国に一定の「柔軟性」を認める趣旨と解されているものの (WTO 1998c, para. 129), SPS 措置を危険性評価に基づいてとる義務を軽減するものではないと示された以外は柔軟性の程度についても明確になっていない (WTO 1998a, para. 8.57, WTO 2006b, para. 7.3053)⁹⁶。そこで、途上国であることに伴う「状況」に応じた危険性評価がどの程度まで許容されるのかも明らかではない。これについては、途上国の経済発展レベルを考慮し得るとの指摘もあるが (Scott 2007, 97-98), 加盟国間の議論や今後の判断を待つほかはない。

第5条2項が規定する危険性評価の評価要因は限定列举ではないので (WTO 1998c, para. 187), 「物理科学に通常伴う経験主義的又は実験的な手法による定量分析で証明可能でない要因」や「その他の要因」も考慮しなければならないとされる (WTO 2010c, paras. 207-208)。しかし、「その他の要因」の外延がどこまでかはそれほど明確ではない。たとえば、過去に牛成長ホルモン剤の誤用や濫用が悪影響につながるとの科学者の見解を危険性評価に含めるべきでないとしたパネルの判断は、上級委員会により覆されている⁹⁷。上級委員会自身、危険性評価において考慮されるべき要因の境界を明らかに示していないと述べている (WTO 2008b, para. 535)。そこで、途上国に特有の事情 (管理体制のキャパシティ不足による誤用等) がどこまで含まれるのか、という点は明らかではなく、それが認められ得る余地がまったくないとも言い切れないが、これについても加盟国の議論と今後の判断による。

SPS 措置は危険性評価に「基づいて」いることを要求されるが、その趣旨は SPS 措置と危険性評価との間に合理的、客観的な関係を必要とするということである (WTO 1998c, paras. 189, 193)。この点はケースバイケースで判断される (WTO 1998c, para. 194)。ところで、この危険性評価には、必ずしも科学者の多数意見が反映していることは求められない。異なる意見が科学的に不確実な状況を示すこともあり得るためである (WTO 1998c, para. 194)。つまり、信頼性あるソース (qualified and respected sources) の意見であるかぎり、加盟国は科学的な少数意見に基づいて SPS 措置をとれるのである (WTO 2008b, para. 591)。

このように、SPS 措置と危険性評価との間に合理的または客観的な関係が求められるということは、SPS 措置に科学的な裏づけが必要とされることを表しており、加盟国にとっての科学的知見の重要性が示される。危険性評価は必ずしも自国で行うことは求められないが、他国または他機関の危険性評価の妥当性を検討し、自国の採用する SPS 措置との間に合理的または客観的な関係を担保する点にも科学的知見は必要となる。

ただし、危険性評価の際に検討される危険、評価の際に考慮され得る状況、評価要因に関しては、途上国に特有の事情や状況を反映し得る範囲や程度が必ずしも明確となっていない部分が存在する。

(3) 暫定的 SPS 措置：第 5 条 7 項

第 5 条 7 項は、四つの条件を前提に加盟国が暫定措置をとることを認めている。具体的には、第一に関連する科学的証拠が不十分な状況で措置が課されたこと、第二に措置が入手可能な適切な情報に基づいて採用されたこと、第三に措置国がいっそう客観的な危険性評価のために必要な追加的情報を得るよう努めること、第四に措置国が適当な期間内に当該措置を再検討すること、である。これらは累積的な条件であり、一つでも満たさなければ、当該措置は第 5 条 7 項違反となる (WTO 1999, para. 89)³⁸。

第一の要件である関連する証拠が「不十分な」状況とは、入手可能な科学的証拠では十分な危険性評価を量的または質的に実施できない場合 (WTO 2003b, para. 179) やこれらの証拠によって、危険に関して十分に客観的な結論に至ることができない状況を指す (WTO 2008b, para. 677)。

ただし、科学的証拠が不十分である場合と科学的不確実性とは異なると解されているため (WTO 2003b, para. 184)、科学的不確実性を理由に直ちに暫定措置をとれるということにはならない。同様に科学的論争の存在をもって科学的証拠が「不十分」ということにもならない。上記 (2) で述べたように、加盟国は少数意見であってもそれに基づいて SPS 措置をとれるからである (WTO 2008b, paras. 591, 677)。

第二の条件である「措置が入手可能な適切な情報に基づいて採用されたこと」については、危険の可能性を示す何らかの証拠となる根拠はあるものの、危険性評価を実施し得る程度ではないとの状況が想定されている。当該危険に関する情報と暫定措置との間には合理的かつ客観的な関係が要求される（WTO 2008b, para. 678）。

暫定措置をとった国は、第三に、追加的な科学研究や関連国際機関等から情報収集を行って、関連する科学的証拠の不十分性を補うべく最善の努力を「合理的期間内に」行うことが求められる（WTO 2008b, para. 679）。「合理的期間」は、情報収集の難しさなどケースごとの特別の状況や暫定措置の特性によってケースバイケースに決定される（WTO 1999, para. 93）。

追加情報を得て初めて SPS 措置の再検討が可能であるとすれば、第三と第四の条件は、密接に関係したものといえ（WTO 2008b, para. 679）、第四の条件である暫定措置の再検討も合理的期間内に求められると考えられる。

以上のように、第一条件における「不十分」性の判断や、第二の条件で求められる措置と情報との間の合理的かつ客観的な関係の確保、第三の条件に基づく情報収集、第四の条件に基づく措置の再検討のいずれにおいても、一定の科学的知見のあることが前提となっていることがわかる。この点、上級委員会が第三の条件で求められる情報収集に関連して、SPS 協定第10条のいわゆる S&D 条項に言及しているので、つぎに SPS 協定中の途上国関連条項について概観する。

3. SPS 協定における途上国関連条項

上級委員会は、先例において、第5条7項が条件の一つとする追加的な情報収集について、「SPS 協定第10条1項に従って、より客観的な危険性評価のための追加的情報を獲得する能力（ability）に関して、途上国の特別のニーズが適切に配慮されなければならない」と注で述べた（WTO 2008b, footnote 1398）。もともと、SPS 協定には途上国関連条項として第9条技術援助、

第10条「特別のかつ異なる待遇」(S&D)、附属書B「衛生植物検疫上の規制の透明性確保」規制の公表パラ2（規制の公表と実施（施行）の間に適当な期間を置く（shall）と定める）が存在する。

S&Dにかかわる第10条1項はSPS措置の「立案及び適用に当たり、加盟国は、開発途上加盟国（特に後発開発途上加盟国）の特別のニーズを考慮する」と定める。第10条2項はSPS措置導入時に途上国に一層長い期間を提供すべきとする規定、第10条3項は途上国に期限つきで協定上の義務の一部・全部を免除可能と定めるものである。途上国への配慮という意味では、これらS&Dがどの程度実効的に適用されているかが焦点となる。

途上国問題を扱う別章でも触れられているように、近年のWTOにおける途上国問題はS&D交渉と「実施」問題の議論³⁹に体现されるが、いずれにおいても加盟国の意見は収斂していない。このような状況はSPS協定にも反映しており、SPS協定に関連して加盟国の意見の一致をみたのは、期間の延長にかかわる規定（第10条2項、附属書Bパラ2）に過ぎない（2001年の「実施関連問題及び関心に関する閣僚会議決定」において、それぞれ6カ月とされた）。一方、第10条3項のように、途上国の実体的な権利義務にかかわるものについては、これまで提案が出された経緯もなく、議論も行われていない⁴⁰。上級委員会のSPS協定第10条に対する言及のありようにも、途上国問題をめぐるこうした背景が現れているようである。上級委員会が先例において本条を指摘した趣旨、および言及した「能力」が物理的なキャパシティの限界のみを指すのかどうかについては必ずしも明らかではないが、本来第10条1項がSPS措置の「立案及び適用に当たり」途上国の特別のニーズを考慮するという規定であることを考慮すれば、情報収集に限らずその部分についても途上国の「特別のニーズ」が適切に配慮されて然るべきではなからうか。たとえば、これまでみてきたとおり、SPS措置の立案・適用に科学的検討が必要とされるならば、そこにも「特別のニーズ」が適切に配慮されるべきということである。しかし、これまでそのような形での言及はみられないのである。

このような状況が早期に改善する見込みも乏しい。ドーハ開発アジェンダ自体が難航していることに加え、2001年のラウンド開始以降、途上国の分化が生じているからである。WTOでは「途上国」は自己宣言的なものとなっているので、現在のところ先進国であるオーストラリア、カナダ、EU、アイスランド、日本、リヒテンシュタイン、ノルウェー、ニュージーランド、スイス、米国以外が「途上国」である⁽⁴¹⁾。一方、ドーハ閣僚会議以降の10年程度の間、「新興国」がめざましい発展を遂げ、「途上国」が実態上、新興国、その他途上国、LDCsに分化した。ところが、ドーハ閣僚宣言のマנדートおよびWTO協定上は、途上国とLDCsの別しかない。無論、「新興国」に明確な定義はないものの、WTOの交渉の間ではこのような状況にかんがみ、先進国は途上国にS&Dや実施の面で譲歩することに抵抗があり、途上国側もドーハ閣僚会議当時の状況を前提に議論を進めることについて、必ずしも意見の一致がみられる様子はないという⁽⁴²⁾。

途上国はWTO体制下で「体制内化」した——LDCsを除いて、途上国が義務の例外を享受せず、先進国と同様の規律に服すようになった⁽⁴³⁾——といわれるが(柳 2000, 128)、現状では、現行の体制に不満を抱く途上国層と本来的に体制内化されるべき「新興国」の登場を通じて、「体制内化」の外縁が緩み「体制内化」は新たな局面を迎えていると考えられる。

4. 小括

本節で検討したように、SPS協定中の科学に関する規律は科学的証拠に関連する判断力、収集力、分析力など、科学にかかわる幅広い知見と能力を加盟国に要求している。これを「科学的キャパシティ」と呼ぶとすれば、途上国に必要なのはこの部分の支援であるように思われる。科学的根拠の要請は国の規制余地に影響を及ぼし得るが(Sykes 2006, 258)、途上国において科学が未発達である場合、国内基準策定の際に規制上の制約を受け得ることに加え、先進国などからの要求に際して必要な科学的根拠を示したりすることが

できず、政策的余地が狭まるからである。さらには国際機関が「科学」に基づいて国際基準を策定する際に、途上国が十分に関与できない場合もある⁴⁴⁾。

この点、関連規定およびそれにかかわる先例を検討すると、途上国に特有の事情が考慮され得る余地のある規定が存在することも明らかとなった。これらの規定の解釈については今後の加盟国間の議論や紛争処理手続上の判断を待つほかないが、途上国としては、食品の安全性を確保しつつ、その余地を最大限に生かすための方策を検討することも一案であると考えられる。

また、科学を「ベンチマーク」とする SPS 協定は、途上国にとって有利に働く面もある。たとえば、「科学」が歯止めとなり、貿易上の摩擦の極端な政治化が回避され得る。勿論、ホルモン紛争が典型的であるように、いったん、紛争が紛争処理手続に委ねられると、SPS 措置が人等の生命・健康にかかわるものであることに加え、消費者の嗜好が規制に反映し得ることから、解決まで長期化する場合もある (Josling, Roberts and Orden 2005 161)。さらには、紛争処理の文脈で、非科学的な要素が考慮され得る余地もある (内記 2008, 157-179)。それでもなお、途上国にとっては、経済的な影響力を背景とした圧力に対して「科学」を根拠として対抗する途があり得る。

SPS 協定中の科学に関する規律はまた、SPS 協定上の S&D 条項の適用にも影響しよう。本節でみたとおり、S&D 条項はドーハ開発アジェンダでも議論が継続してきた問題であるが、たとえば、途上国に対して SPS 協定上の義務を緩和したり、先進国に対して途上国向けの SPS 措置を軽減するような S&D については、SPS 措置が「科学」に基づいて導入されているかぎり、先進国にとって受け入れ難いことになる。実際、SPS 協定中の途上国の実体的な権利義務にかかわる S&D 条項について議論の進展がないことは指摘したとおりである。食品「輸入国」としての途上国という視点からみれば、途上国自身も食品安全確保の観点から義務の緩和を認めたい部分もあると考えられる。そこで、途上国支援には S&D 条項による対応に比して途上国のキャパシティ向上支援の必要性が強調され得るのである。

結びに

本章では、第1節で途上国の食品貿易の動向を概観し、第2節でSTCを分析した。その結果、食品貿易に関しては、少なくとも中所得国とそれ以外の国とが分化していること（ただし、第3節で指摘したように、WTOにおける交渉の場面では、途上国はさらに分化している）、食品の輸出国、輸入国としての途上国が直面する課題には異なる傾向がみられることがうかがわれた。また第3節ではSPS協定の科学に関する規律とその途上国に対する影響を検討した。その結果、SPS協定中には、途上国に特有の事情や状況が考慮される余地のあることが明らかとなった。くわえて、SPS協定の「サイエンスベース」という特性にかんがみると、S&D条項を通じた途上国支援が困難であり、「科学的キャパシティ」を含むキャパシティ向上支援の重要性が高まることを指摘した。最後に、本章で扱えなかった諸点について付記したい。

まず、STCを通じた分析では途上国の課題の一端は明らかになるものの、そもそもSTCを提起しない／できない加盟国もあるとみられ、その要因としては、リソースの制約により代表部がジュネーブになくWTOの関連会合参加が困難であることに加え、専門家にも欠けるため本国からの出席者もないことが指摘される⁴⁵⁾。他方で、SPS協定やSPS措置への対応に慣れている先進国の多国籍企業が途上国の市場に参入し、SPS協定との問題が生じないように対応しているという事情が存在することも考えられる⁴⁶⁾。これらSTCからは明らかにならない部分について本章では検討していない。

また、仮に途上国がキャパシティを向上したとしても、プライベート・スタンダードの問題は依然として残る。市場には諸々のプライベート・スタンダードが存在するが、これらはそもそも定義することが困難であることに加え、基準策定プロセスが必ずしも公開されておらず不透明な場合があること、「科学」に基づいて策定されているとは限らないこと、企業の市場戦略と結びついている場合があることなどの特徴がある。また、大手小売がある基準

を基に市場をセグメント化すれば、市場での競争を阻害する可能性もはらんでいる。プライベート・スタンダードは、SPS 委員会やコーデックス委員会でも議論の俎上に上がっているが (WTO 2011; Codex 2010), そもそもプライベート・スタンダードが民間の自主的な基準であることにかんがみれば、こうした国際機関およびその加盟国の公的規律に服す性質をもつかという問題がある。仮に規律対象とするとしても、民間の基準策定に介入し得るか (たとえば、大手小売店の自主的基準に対して国家が介入し得るか) については疑問も残り、対応するための政策ツールがないかまたは非常に限られていることになる。さらには、検査・認証コスト削減という観点から、ある国がプライベート・スタンダードの一部を利用することになれば、そのような基準が SPS 協定の規律対象となるかなど、問題はさらに複雑化する。プライベート・スタンダードの発展は、食品安全を志向する消費者に資する面もある一方、途上国の輸出にとっては基準の厳格化につながりかねず、ひいては市場アクセスを阻害する要因にもなり得るという危険をもはらんでいる。

また、WTO やコーデックス委員会は食品安全分野で途上国のキャパシティ向上支援に取り組んでいる。ただし、WTO の活動は、政府の担当者に対するトレーニングやワークショップの開催に限られている面がある⁽⁴⁷⁾。その他の代表的な支援の枠組みとしては、検疫規格の実施を支援する規格及び通商開発機構 (Standards and Trade Development Facility: STDF) とコーデックストラストファンド (Codex Trust Fund) が存在する。STDF は、国際連合食糧農業機関 (Food and Agriculture Organization: FAO), 国際獣疫事務局 (International Epizootic Office: OIE), 世界銀行, 世界保健機関 (World Health Organization: WHO), WTO の 5 機関によるドーハ閣僚会議 (2001年) での共同宣言に端を発し、2002年に設立された。活動内容は、おもに SPS 関連の各種の技術協力のコーディネーションとプロジェクトに対する財政支援に分かれ、とくに後者については、途上国からの申請に基づいて、特定地域における基準調和、残留農薬データ作成、食品検査体制強化などを行っている⁽⁴⁸⁾。コーデックストラストファンドは WHO と FAO によって2003年に設立され、主要

な目的をコーデックス委員会における食品安全基準策定への効果的な参加の支援とする。実際の支援は、加盟国からの申請に基づいて、コーデックス委員会の会議参加支援、データ生成、基準策定等の分野で行われている(Codex 2011)。これらのキャパシティ支援活動についてはその実態を把握したうえで、実効性を検討する必要がある。

FTA との関連では、近年、SPS 分野において透明性向上、二国間の特別委員会の設置、二国間での同等性確保を規定する FTA はあるが、実質的に WTO プラスの FTA はほとんどないと指摘もある⁴⁹⁾。確かに、FTA の形成によって、必ずしも基準が厳格化するとは限らず、むしろ同等性の承認の問題ととらえられる場合もある。たとえば、FTA を形成している A 国と B 国の間で、A 国がある農産品の輸入に対して高度な燻蒸を要請し、B 国が同等性の承認を通じて長時間の低いレベルの燻蒸で許容された場合、A 国に対して第三国が同種の農産品について、B 国と同じ書類を提出すれば第三国の当該農産品の輸入も認められ得るということである。他方、SPS 協定は、同等性の承認と同時に、国際基準等を通じた「調和」も推進している⁵⁰⁾。FTA においても、同等性の承認ではなく、調和という手段が選択されれば、FTA 域外に対しては FTA 全体として基準のレベルが上がるという状況が生じる場合もあると考えられる。

一方で、FTA には基準の厳格化の可能性という問題のほかに途上国にとって別の示唆があり得る。類似の自然環境・地理的条件下で必要とされる SPS 措置は類似のものとなり得る。個々ではキャパシティに欠ける途上国が隣接地域で広域 FTA などの RTA を形成し、それを通じて、地域としての科学的キャパシティの向上に努めることができれば途上国にとっても有益であろう。

[注] _____

- (1) 2009年12月1日のリスボン条約発効以降は、欧州連合(European Union: EU)と表記される。本章では、WTOの判例以外、EUで統一する。
- (2) 食品安全にかかわる貿易紛争については、藤岡(2007)に詳しい。

- (3) たとえば、OECDは、1999年に食品の安全性・品質から生じる国際貿易上の摩擦について検証している（経済協力開発機構 2002）。
- (4) 本章では、WTOが管轄する各種の協定を総称して「WTO協定」と呼ぶ。
- (5) ただし、食品ラベルなど貿易の技術的障害に関する協定（Agreement on Technical Barriers to Trade: TBT協定）が規律する部分もある。
- (6) ここでの非貿易関心事項とは、環境保護や食品安全など「貿易とは異なる固有の目的を指向」（小寺 2003, iii）するものを指している。
- (7) 類似の研究として、EUによるある物質の残留基準の厳格化とアフリカ諸国の対EU向け輸出の減少を分析した Otsuki, Wilson and Sewadeh（2001）がある。
- (8) 前文には「開発途上国とくに後発開発途上国がその経済開発のニーズに応じた貿易量を確保することを保証するため、積極的に努力する必要があることを認め」との言及がある。
- (9) WTO事務局に対するヒアリング（2012年2月13日）による。
- (10) フード・セキュリティとは、食料自給率の向上、食品の安定供給、食料安全保障など食品の安定供給、フード・セーフティとは、食中毒、食品添加物、残留農薬、GMOへの対応など食品の安全性確保、フード・ディフェンスとは、意図的な食品への毒物・異物混入等（食品テロ）への対応などを指すとされる。
- (11) SITC（section 0, 1, 4, and division 22）は以下のとおり。section 0「食料品および動物（食用）」、section 1「飲料およびたばこ」、section 4「動物性油脂」、division 22「採油用の種及び果実」。WTOのStatistics Databaseで時系列データが取得可能な指標。
- (12) 国民総所得にしたがって低所得国（US\$1,005以下）、下位中所得国（US\$1,006～3,975）、上位中所得国（US\$3,976～12,275）、高所得国（US\$12,276以上）。
- (13) WTOウェブサイト，“Who are the developing countries in the WTO?”（http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/dlwho_e.htm）。
- (14) コートジボワール（1990～1994データ欠如）、ロシア（1994～）、南アフリカ（輸出のみ1984、1989の数値。1990～1999はデータ欠如）、ベトナム（1997～）、ウクライナ（1996～）、アラブ首長国連邦（1994～1999データ欠如）、イラン（1997～）、台湾（世界銀行の分類外なので、少なくとも上位中所得国として記載）、シンガポール（再輸出額データのある1990～）、イラク（輸入2006年の数値、1980～1999データ欠如）、イラン（1997～）、ナイジェリア（1996の数値。1980～1995データ欠如）、リビア（1992～2002、2005～欠如）。
- (15) この議題設定の根拠は、SPS協定第12条2項にある。当該条項は、SPS委員会に対して、①特定のSPS措置に関し加盟国間の協議・交渉を促進する義務、②各国による国際基準等の利用の奨励、食品添加物使用承認・飲食物／飼料の汚染物質許容限度設定のための国内制度／取組方法と国際制度／取組方法との調整統合推進のため技術的協議・研究支援義務、を規定している。この義務の履行のためにSPS委員会は、定例会合におけるSPSの議題提起、同等性・プライベート・スタンダードのような特定テーマについての議題提

- 起、SPS 議長による調停手続という三つの方法を採用したが、そのうち、SPS 定例会合における STC の提起がもっとも使われているとされる。WTO (2007) とくにパラ 3 およびパラ 25 参照。
- (16) 農林水産省「特定の貿易上の関心事項」(<http://www.maff.go.jp/j/syouan/kijun/wto-sps/stc.html>)。
- (17) IMS の URL は次のとおり。<http://spsims.wto.org/>
- (18) 「その他」に分類される提起件数を含むが、BSE、鳥インフルエンザといった「動物の健康」(animal health) 分野に第一義的に分類される STC を除く。
- (19) WTO 事務局に対するヒアリング (2012年2月13日) による。
- (20) 2007年に名称を Global GAP に変更している (http://www.globalgap.org/uk_en/who-we-are/history/)。
- (21) European Union, “Rapid Alert System for Food and Feed” (http://ec.europa.eu/food/food/rapidalert/index_en.htm)。
- (22) WTO 事務局に対するヒアリング (2012年2月13日) による。
- (23) GMO に代表される科学的不確実性については、途上国における科学の発展レベルに照らして危険性を評価し得るかという問題のほか、不確実性に対する先進国間での見解の相違が途上国の政策に波及することがある。たとえば、鶏肉製品の輸出国である途上国が、同時に飼料の輸入国である場合、飼料のトウモロコシを GMO 肯定国から輸入し、その飼料で飼育した鳥を GMO 否定国に輸出すると、「GMO 飼料で生育した」等のラベル表示を要求される場合がある。このようなケースでは、現実的には輸出に遅延が生じないよう、輸出国である途上国側がデータ提供などの負担を負うこととなり、こうした輸出の遅延やデータ提供などの負担を避けるため、当該途上国も GMO に否定的にならざるを得ない。こうしたケースは、途上国のデータや検査手続にかかるキャパシティ向上のみでは対応し難い部分がある。
- (24) 第5条2項は、危険性評価の実施の仕方について定めているもの (WTO 2010a, paras. 7.170-7.171) なので、第5条1項のみ挙げている。また、第3条関係は、国際基準を通じた各国 SPS 措置の調和に重点をおいたものととらえられるので、科学に基づく義務が途上国にどのような影響を与え得るかを検討する観点からは検討対象としない。
- (25) 第5条1項は第2条2項に含まれる基本的義務の「特別適用」(specific application) として、両者は「常に一緒に読まれるべき」とされる (WTO 1998c, para. 180)。ただし、第2条の一般的性質にかんがみ第2条2項違反は必ずしも第5条1項違反にはならない (WTO 2010a, para. 7.168)。
- (26) 厳密に言えば、一定の条件のもとで暫定措置をとるとする第5条7項を第2条2項の例外とみるのか、暫定措置をとる加盟国の権利とみるのか、が問題となる。この点は、暫定措置が第5条7項に整合的かどうかに関する立証責任の配分にも関連する (WTO 2006b, para. 7.2969)。現時点では、少なくとも「権利」である以上、これまでの先例にしたがって、違反を主張する国、すなわち申立国が SPS 措置をとった国の第5条7項違反を立証することになる (WTO 2006b, para. 7.2969)。ただし、このことは、EC-Biotech が判示した

ように、後述する第5条7項の4条件の全部またはいずれかを満たさない場合、当該措置が直ちに第2条2項の適用対象となる(7.2974)ことまでを意味しないように思われる。なぜならば、第5条7項は第5条1項と第2条2項に基づいて完全な危険性評価を行うことが不十分な状況や緊急事態に対する「安全弁」(safety valve)を規定しているのであって、第5条1項および第2条2項が規定するいっそう厳格な条件を満たすことは不可能だからである(WTO 2008, paras. 678, 680)。

- (27) SPS協定第3条1項「国際的な基準、指針又は勧告」を総称して国際基準等と表す。
- (28) コーデックス委員会、国際獣疫事務局(International Epizootic Office: OIE)、国際植物防疫条約事務局(International Plant Protection Convention: IPPC)の3機関が作成する(SPS協定附属書A)。
- (29) コーデックス委員会事務局に対するヒアリング(2012年2月16日)による。
- (30) WTO加盟国は危険性評価を実施した後、「適切な保護の水準」(appropriate level of protection: ALOP)を決定し、それを達成するSPS措置を採用する。ALOPの決定においては、加盟国の裁量が認められているようである。しかし、第3条3項は「科学的に正当な理由がある場合」、または加盟国が第5条1～8項にしたがって、自国のALOPを決定した場合には、国際基準等に基づく措置によって達成される水準よりも高い保護水準をもたらずSPS措置をとることができるが、それらの措置はSPS協定の「いかなる規定にも反してはならない」と規定する。結局のところ、加盟国は第3条3項を援用するとしても、危険性評価に基づいて一科学的原則な原則に基づいて一措置を採用することになる。そこで、本章では「科学」に関連する規定を検討するという趣旨から、ALOPについては詳細な分析を行っていない。
- (31) 第三の要件の違反が認定された場合には、第一、第二の要件については判断しないとする先例が散見されるので、これらは累積的な要件であると考えられる(Scott 2007, 85)。
- (32) 後述する第5条1項の危険性評価に基づかない措置が第2条2項の第二の要件に違反すると認定した先例はある(WTO 2010b, paras. 7.472, 7.510, 7.779, 7.905)。しかし、第二、第三の要件の相違については明確に論じていない。
- (33) 「関連する国際機関作成の危険性評価の方法を考慮しつつ」については、危険がいかに評価されるべきかという方法論にかかわるものであるが(WTO 2006b, para. 7.3022)、その方法が国際機関作成の方法に基づくか、または一致しなければならないことは意味しないとされている(WTO 2010c, para. 246)。ただし、国際機関作成の方法に言及していれば、危険性評価の第5条1項上の適切性を検討する際に有利となると考えられている(WTO 2003a, para. 8.241)。
- (34) 危険性評価は、附属書上2種類存在するとされ、もう一つは「適用し得るSPS措置の下での輸入国領域内における有害動植物若しくは病気の侵入、定着若しくはまん延の可能性(likelihood)並びにこれらに伴う潜在的な生物学上経済学的な影響についての評価」である(WTO 1998b, para. 120)。先例に

- よれば“likelihood”は“probability”に、“potential”は“possibility”に相当し、前者の方が「高度な」(a higher degree or threshold)可能性を指すという(WTO 1998c, para. 184)。逆にいえば、食品安全の方が、危険性評価において求められる危険の「可能性」は前者よりも低くてよいということである。ただし、これ以上明確なガイダンスはこれまでの判例で示されていない(WTO 2006b, para. 7.3048)。
- (35) 食品安全にかかわる危険性評価では、まず(a)当該飲食物に含まれる添加物、汚染物質、毒素若しくは病気の特特定を行い、つぎに(b)人の健康に生じる可能性のある悪影響を特定し、最後に(c)当該添加物、汚染物質、毒素若しくは病気の存在により生じ得る悪影響の可能性を評価する。EC-Hormoneでは、(a)と(b)、つぎに(c)という2段階の分析が示されたが(WTO 1998c, para. 183)、Continued Suspensionもあわせて読むと3段階のようである(WTO 2008a, para. 7.479)。つまり、悪影響の特定と同時に、当該悪影響が生じる可能性が評価され、理論的な不確実性と確認できる危険とは区別される。しかし、それが数値で示される必要はない(WTO 2008b, para. 569)。
- (36) たとえば、Australia-salmonのパネルは、当該文言は危険性評価の方法に関連するとしつつも、「状況」とは、危険の発生源(動物の病原体か化学的汚染か)、危険の対象(人、動物、植物の生命か健康か)を示すと解釈したカナダの解釈、産品・原産地・目的地に関して、とくに国に固有の状況を含め、ケースバイケースで危険の評価を行う権利義務を与えるものと解釈したオーストラリアの解釈いずれにも同意した。また、危険性評価のために行う科学的調査は、特定物質の性質や評価対象の危険によって異なる手法上の難しさが十分に考慮されなければならないことを示唆すると述べた先例もある(WTO 2008b, para. 562)。
- (37) EUは、これを危険性管理(risk management)と表現し、SPS協定上危険性評価と危険性管理は重複し得ると主張した。上級委員会は、SPS協定上、危険性管理という概念は存在しないとしつつも、コーデックス委員会が「危険性評価及び消費者の健康の保護と公正な貿易慣行の促進に関わるその他の要因を考慮し…代替的な政策を比較検討し、必要であれば適切な防止・管理オプションを選択するというプロセスで、危険性評価とは区別されるもの」と危険性管理を定義していることに理解を示している(WTO 2008b, paras. 535, 537, 553)。
- (38) 第5条7項には予防原則が反映しているため、これらの4条件の解釈にあたっても予防原則を念頭におくべきとされる(WTO 1998c, para. 124, WTO 2008b, para. 680)。予防原則に係る議論は本章では割愛している。
- (39) S&D交渉、「実施」交渉の初期の経緯については、中川(2003)参照。
- (40) 各国ジュネーブ代表部、WTO事務局に対するヒアリング(2012年2月13日)による。また、SPS協定のS&Dについては、SPS委員会での議論に基づいた手続に関する採択を経て一応の決着がついているという。右手続は、WTO(2004)を参照(本手続の延長はWTO 2006a、本手続を一部改正する決定はWTO 2009参照)。

- (41) 各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012年2月14日）による。韓国は、ルール分野では先進国として発言し、非農産品市場アクセス分野では途上国として発言する部分もみられるという。先進国とのFTA締結を通じて先進国並みのルール強化が求められ、ルール分野については先進国の水準になっているものとみられる。なお、ロシアについては、加盟議定書中、途上国であることを理由に例外扱いするという規定は含まれていないとされることから、ロシアの位置づけについては、加盟後のロシア次第であるとの指摘がある。いずれも、ヒアリングによる。なお、ここでの「先進国」「途上国」の分類は、本章第1節の統計上の扱いと異なることに留意が必要である。
- (42) 各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012年2月14日）による。
- (43) WTO体制下でのS&D条項は、GATT下のS&Dのように原則からの例外を途上国に認めるのではなく、LDCsに対する例外扱いを除いて、協定実施のための猶予期間の付与や、途上国の貿易機会を拡大するもの、途上国の貿易上の関心の保護を要請するもの、技術支援を規定するものなどが中心である。WTOウェブサイト、“Work on special and differential provisions” (http://www.wto.org/english/tratop_e/devel_e/dev_special_differential_provisions_e.htm)。
- (44) コーデックス委員会事務局に対するヒアリング（2012年2月16日）による。
- (45) WTO事務局、各国ジュネーブ代表部に対するヒアリング（2012年2月13日）による。
- (46) UNIDOの報告書でも、「バリューチェーン」を通じたキャパシティ・ビルディングが指摘されている（UNIDO 2010, 75-86）。
- (47) WTO事務局に対するヒアリング（2012年2月13日）による。
- (48) 個別プロジェクトの動向はウェブ上で公開されている。Standards and Trade Development Facility ウェブサイト、“Project Preparation Grants” (<http://www.standardsfacility.org/en/PGPpgStat.htm>)。
- (49) WTO事務局に対するヒアリング（2012年2月13日）による。
- (50) 同等性の承認と調和は、志向するベクトルが逆であるともいえる。

〔参考文献〕

<日本語文献>

- 今村知明 2009. 『食品の安全とはなにか：食品安全の基礎知識と食品防衛』日本生活協同組合連合会出版部。
- 経済協力開発機構（OECD）2002. 『食品の安全と品質：自由貿易をめぐる最近の話題』（弓削俊彦訳）技術経済研究所。
- 経済産業省通商政策局編 2011. 『不公正貿易報告書2011年版』日経印刷。
- 小寺彰 2003. 『転換期のWTO：非貿易的関心事項の分析』東洋経済新報社。
- 内記香子 2008. 『WTO法と国内規制措置』日本評論社。
- 中川淳司 2003. 「WTO体制と途上国」中川淳司ほか『国際経済法』有斐閣 242-

260.

- 藤岡典夫 2007. 『食品安全性をめぐる WTO 通商紛争：ホルモン牛肉事件から GMO 事件まで』農文協。
- 山下一仁 2008. 『食の安全と貿易：WTO・SPS 協定の法と経済分析』日本評論社。
- 松下満雄 2001. 『国際経済法：国際通商・投資の規制（第3版）』有斐閣。
- 柳赫秀 2000. 「途上国の開発政策と通商問題：WTO における途上国の法的位相を中心に」『日本国際経済法学会年報』(9) 123-143.

<外国語文献>

- Broberg, Morten 2010. "European Food Safety Regulation and Developing Countries' Regulatory Problems and Possibilities," In *Global Agro-Food Trade and Standards: Challenges for Africa*, edited by Peter Gibbon, Stefano Ponte and Evelyne Lazaro, Basingstoke and New York: Palgrave Macmillan, 205-231.
- Codex 2010. "Consideration of the Impact of Private Standards," at the 33rd Session of Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme, Geneva, Codex Doc. CX/CAC 10/33/13, 5-9 July.
- 2011. "FAO/WHO Project and Trust Fund for Enhanced Participation in Codex," at the 34th Session of Codex Alimentarius Commission, Joint FAO/WHO Food Standards Programme, Geneva, Codex Doc. CX/CAC 11/34/14, 4-9 July.
- Josling, Tim, Donna Roberts and David Orden. 2004. *Food Regulation and Trade: Toward a Safe and Open Global System*, Washington D.C.: Institute for International Economics (邦訳は塩飽二郎訳『食の安全を守る規制と貿易：これからのグローバル・フード・システム』家の光協会 2005年)。
- Kessi, Edwini 2007. "The Legal Status of Special and Differential Treatment Provisions under the WTO Agreements," In *WTO Law and Developing Countries*, edited by George A. Bermann and Petros C. Mavroidis, New York: Cambridge University Press, 12-35.
- Otsuki, Tsunehiro, John S. Wilson and Mirvat Sewadeh 2001. "Saving Two in a Billion: Quantifying the Trade Effect of European Food Safety Standards on African exports," *Food Policy* 26 (5) October: 495-514.
- Scott, Joanne 2007. *The WTO Agreement on Sanitary and Phytosanitary Measures: A Commentary*, New York: Oxford University Press.
- Sheldon, Ian 2011. "Food Standards and International Trade," In *The Oxford Handbook of the Economics of Food Consumption and Policy*, edited by Jayson L. Lusk, Jutta Roosen and Jason F. Shogren, New York: Oxford University Press, 393-415.
- Sykes, O., Alan 2006. "Domestic Regulation, Sovereignty and Scientific Evidence Requirements," In *Trade and Human Health and Safety*, First Paperback ed., edited by George A. Bermann and Petros C. Mavroidis, New York: Cambridge University Press, 257-270.
- UNIDO 2010. *Meeting Standards, Winning Markets: Trade Standards Compliance 2010* (<http://www.unido.org/index.php?id=o723020>).

- Wilson, S. John and Tsunehiro Otsuki 2004. "To Spray or Not to Spray: Pesticides, Banana Exports, and Food Safety," *Food Policy* 29 (2) April: 131-146.
- WTO 1998a. "Australia-Measures Affecting Importation of Salmon," Report of the Panel (Australia-Salmon), WT/DS18/AB/R, 12 June.
- 1998b. "Australia-Measures Affecting Importation of Salmon (Australia-Salmon)," Report of the Appellate Body, WT/DS18/AB/R, 20 October.
- 1998c. "European Communities – Measures Concerning Meat and Meat Products Hormones (EC-Hormones)," Report of the Appellate Body, WT/DS26/AB/R, WT/DS48/AB/R, 16 January.
- 1999. "Japan-Measures Affecting Agricultural Products," Report of the Appellate Body, WT/DS76/AB/R, 22 February.
- 2000. "Implementation of Special and Differential Treatment Provisions in WTO Agreements and Decisions," WT/COMTD/W/77, 25 October.
- 2001. "Implementation-Related Issues and Concerns," WT/MIN(01)/17, 20 November.
- 2003a. "Japan-Measures Affecting the Importation of Apples," Report of the Panel, WT/DS245/R, 15 July.
- 2003b. "Japan Measures Affecting the Importation of Apples," Report of the Appellate Body, WT/DS245/AB/R, 26 November.
- 2004. "Procedure to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favor or Development Country Members," G/SPS/33, 2 November.
- 2006a. "Decision to Extend the Procedure to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favour of Developing Countries," Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures, G/SPS/33/ADD.1, 6 February.
- 2006b. "European Communities – Measures Affecting the Approval and Marketing of Biotech Products," Report of the Panel, WT/DS291/R, WT/DS 292/R, WT/DS/293/R, 29 September.
- 2007. "AD Hoc Consultations and Resolution of Trade Concerns," G/SPS/GEN/781, 15 June.
- 2008a. "United States-Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute (US-Continued Suspension)," Report of the Panel, WT/DS320/R, 31 March.
- 2008b. "United States-Continued Suspension of Obligations in the EC-Hormones Dispute (US-Continue Suspension)," Report of the Appellate Body, WT/DS320/AB/R, 16 October.
- 2009. "Procedures to Enhance Transparency of Special and Differential Treatment in Favour of developing Country Members Committee on Sanitary and Phytosanitary Measures," G/SPS/33/Rev.1, 18 December.
- 2010a. "United States – Certain Measures Affecting Imports of Poultry from China," Report of the Panel, WT/DS392/R, 29 September.
- 2010b. "Australia-Measures Affecting the Importation of Apples from New

- Zealand,” Report of the Panel, WT/DS367/R, 9 August.
- 2010c. “Australia – Measures Affecting the Importation of Apples from New Zealand,” Report of the Appellate Body, WT/DS367/AB/R, 29 November.
- 2011. “Members take first steps on private standards in food safety, animal-plant health,” (http://www.wto.org/english/news_e/news11_e/sps_30mar11_e.htm).

付表 A 途上国が提起した食品安全分野の「特定の貿易上の関心事項」

No	SPS Title	提起国	措置国		概要
			South Korea	Thailand	
1	35 Import ban on frozen poultry (1997, 1998)	Thailand	South Korea	基準	韓国によるリステリア菌を原因とするタイ産冷凍鶏肉の輸入制限。国際基準や危険性評価に基づいているか等が問われた。
2	39 Maximum levels for certain contaminants (aflatoxins) in food-stuffs (1998, 1999, 2001, 2002, 2003, 2004)	Argentina, Australia, Bolivia, Brazil, Gambia, India, Indonesia, Malaysia, Philippines, Senegal, Thailand	EU	基準	食品中のアフラトキシン含有最大値設定に関する EU 提案 (1998)。国際基準なく、コーデックス委員会食品添加物汚染物質部会 (Codex Committee on Food Additives and Contaminants: CCFAC) で検討中であるなか、危険性評価の適切性やコスト高の検査手続への懸念が複数国から表明された。その後、ポリビアより、EC 向けのナッツの認証評価のための訪問も確定し、EC から支援プログラムを確定すべくポリビアと協力すると報告が行われた。
3	40 Trade restrictions in response to cholera (1998)	Tanzania	EU	緊急	タンザニア、ケニア、ウガンダ、モザンビークにおけるコレラ発生に基づく、EC による野菜、果物、魚製品の輸入禁止措置。EC は、これらの国々における検査手続に欠陥あり、適切な衛生条件充足のため調整を行いたいと主張した。
4	49 Restrictions on imports of sauces containing benzoic acid (1998, 1999, 2000, 2001)	Philippines	Australia	基準	オーストラリアの安息香酸 (添加物) 含有のフィリピン産ソースに対する差別的輸入禁止措置 (ニュージーランド産は輸入)。国際基準が存在しないなか、ニュージーランド産品の輸入が許容されており措置の差別性が問われた。
5	51 Prohibition of poultry meat imports from Thailand (1998, 1999)	Thailand	Czech Republic	基準	チェコによる同国許容レベル超の砒酸含有のタイ産鶏肉の輸入禁止措置。科学的根拠の欠如、過度の貿易制限性、差別性が問われた。
6	53 Emergency measures on citrus pulp (1998, 2001)	Brazil	EU	緊急	高レベルのダイオキシン汚染が認められたブラジル産柑橘類の果肉粒 (citrus pulp pellets) に対する EC の緊急措置。ブラジルは対処済と主張したが、EC は汚染源に関する情報不足等を理由に措置は正当化されると主張した。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
7	72	Measures regarding canned tuna in oil (1999, 2002)	Philippines	Belgium, EU	緊急	ベルギーによる、ビスフェノールAジグリシジルおよびビスフェノールFジグリシジル(化学物質)汚染と思われるフィリピン産ツナ油缶詰の販売禁止措置。フィリピンは措置に十分な法的根拠がないと主張した。
8	89	Import restrictions on soy sauce (2001, 2002)	Thailand	EU	基準	ECの食品中の鉛、カドミウム、水銀、3-MPCD(クロロプロパノール類)の最大含有量設定に関する新基準。タイはEC基準は実用的でなく貿易に対する不必要な障害である等と主張する一方、ECは発ガン性等に関わる研究動向を提示し反論した。コーデックス委員会での3-MPCDの最大残留基準の検討も行われた。
9	94	Directive 2000/42 on pesticide residues (2001)	Côte d'Ivoire	EU	基準	ECの残留農薬基準(EU指令2000/42)。コートジボワールは措置の危険性評価の妥当性に疑問を呈すとともに、同国のEC向け農産物輸出、国内農家への負の影響を主張し、適用除外や技術支援を求めた。
10	117	Traceability and labelling of genetically modified organisms and food and feed (2002, 2003, 2004)	Argentina, Canada, United States	EU	GMO	ECによるGMO含有食品・飼料のトレサビリティ・ラベリング要求(EC規則1830/2003, 2004.4施行予定(当時))。トレサビリティ履行の高コストやコストの低い代替案の存在等が主張された。
11	130	Restrictions on shellfish (2002)	Indonesia	EU	基準	ECの生物毒素残留を理由とするインドネシア産貝類の輸入禁止措置(2年継続)。インドネシアは毒素含有湾の貝類捕獲禁止等の対処を行っているとして、措置の継続に疑問が呈された。
12	131	Pesticide and antibiotic limits in honey (Directive 96/23) (2002)	Cuba	EU	基準	ECの蜂蜜中の農薬・抗生剤残留制限(EC指令96/23)。
13	134	SPS measures on animal products (2002)	Moldova	Romania	基準	ルーマニアによる動物性食品に対するSPS措置。EU加盟を前にEC基準を課し始めたルーマニアに対し、科学的証拠の欠如、措置の未通報が問題提起された。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
14	144	Restrictions on the importation of fruits and fruit juices (2002, 2003)	Brazil	EU	基準	ECの穀類、動物性食品、植物性食品（果物、野菜含む）中のジメトアトアト残留基準（EC指令2002/71）。コーデックス委員会と並行して検討が行われているとして、指令の施行停止や再検討をブラジルが求めた。
15	148	Amendment of the food sanitation law (2002)	China	Japan	緊急	日本の食品衛生法改正に関する緊急通報。中国から、措置施行前のコメント機会への欠如による緊急措置の利用が適切か懸念が示されるところにも、科学的証拠の提出等が要求された。
16	152	Restrictions on melons	Mexico	United States	緊急	米国によるメキシコ産メロンの緊急輸入停止措置。措置の不均衡性、科学的証拠の欠如等が問題とされた。
17	168	Maximum levels for aflatoxins in corn and sampling contaminants in food (2003)	Argentina	EU	基準	ECのトウモロコシ中のアフラトキシンの残留基準（EC規則257/02）。EC基準の科学的根拠への懸念、より貿易制限的でない措置とS&Dの適用検討が要請された。
18	169	EC proposed regulation on maximum residue levels of pesticides (2003, 2004)	Argentina, China	EU	基準	ECの農薬残留基準案。アルゼンチン、中国を含む多くの途上国から、当該基準に伴うECによるゼロ基準（default detection limit）の採用方法や国際基準不採用の理由、危険性評価の提示等が求められた。
19	176	Notification on maximum tolerance levels for Ocratoxin A in coffee (2003, 2004)	Colombia, Papua New Guinea	EU, Germany	基準	ドイツによるコーヒー中のオクラトキシニンA（OTA）残留基準。基準の差別性、科学的正当性の欠如等に懸念が表明された（後のケース（197）へとつながった）。
20	178	Revision of standards and specifications for food and additives (2003)	China	Japan	基準	日本の残留農薬基準（クロロピリホス（有機リン系農薬）等）。中国よりホウレンソウ等のクロロピリホス基準の科学的証拠が欠如しているとの主張が行われた。

No	SPS Title	提起国	措置国	分類	概要
21	Maximum residue levels for pesticides on food (2004)	China	EU	基準	ECの食品中の残留農薬基準案。EC基準案が国際基準やほかの先進国より厳格である点を中心に、科学的証拠の提供かまたは基準変更が求められたほか、検査方法の提供が要請された。
22	regulation on Ocratoxin A in coffee (2004, 2005)	Colombia	EU	基準	ECによるコーヒー中のOTA残留基準設定(当初、法案→EC規則123/2005へ)。コーヒー生産国から、EC基準の設定方法や設定理由、科学的根拠等に疑問が呈された。
23	regulation on aflatoxins and Ocratoxin A in foods for infants and young children (2004)	China	EU	基準	ECによる、幼児・子供向け食品中のアフラトキシン、OTAの基準設定。JECFA (Joint FAO/WHO Expert Committee on Food Additives) による危険性評価や摂取量の決定が行われていることから、EC基準の科学的根拠の提示等が要請された。ECは、右決定は成年摂取レベルである等と回答した。
24	Standards and specifications for food additives (boscalid) (2004)	China	Japan	基準	日本の殺虫剤ボスカリドの残留基準。イチゴとその他の作物との残留値の相違の根拠や科学的証拠の提示等が要請された。
25	Directives on residual pesticide tolerance and inspection methods for tea (2005)	China	EU	基準	紅茶中の残留農薬基準および検査手法に関するEU指令(2001)。国際基準より厳格なEC基準について、科学的証拠や危険性評価の提供と検査手法の変更が求められた。
26	Positive list system for pesticides, veterinary drugs and feed additives MRLs (2005, 2006, 2008)	China, United States	Japan	基準	日本の農薬、動物用医薬品、飼料添加物に関するポジティブリスト方式案。農薬、動物用医薬品、飼料添加物に統一した0.1ppm基準を採用する基準案について、科学的証拠に基づく危険性評価の提示、コメント期間や適応期間の延長、検査方法の公開等が求められた。
27	Eurep GAP requirements for bananas (2005, 2006)	Saint Vincent and the Grenadines	EU	民間	Eurep GAPの認証。英国小売店で民間認証のEurep GAPの採用が取引条件となっている状況についてSPS協定による規律可能性、当該協定との整合性等が問題提起された。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
28	220	Proposed regulations for piper methysticum (kava-kava) (2005)	Fiji	EU, United Kingdom	緊急	英国によるカバカバ (methysticum) に対する緊急措置。フイジーより、カバカバの効能と安全性は確立されている等として、措置の根拠となる毒性に関する新しい証拠の提出が要請された。
29	231	Restrictions on cinnamon (2005, 2006)	Sri Lanka	EU	基準	EU (とくにドイツ) による SO ₂ (二酸化硫黄) 含有セイロンシナモンの事実上の輸入禁止措置。国際基準が検討中であるなか、関連する EC 法制でシナモンを規制対象としておらず、許容範囲の SO ₂ 利用は国際的にも認められている等と主張され、さらには SPS 協定との整合性、危険性評価の有無、措置の根拠等が照会された (その後2006年に国際基準が設定された)。
30	238	Application and modification of the EC Regulation on novel foods (2006, 2007, 2008, 2009)	Colombia, Ecuador, Peru	EU	GMO	EC の新規食品 (novel foods) 規則 (258/97) の改正。EC の改正案に対して多数の途上国より、新規食品の定義の不明確性、およびそれに伴う途上国の輸出への影響等に懸念が表明された。
31	264	Maximum residue levels for Ethhephon in pineapple (2008)	Ecuador	EU	基準	EC によるエテフエフオンの MRL (Maximum Residue Level) (とくにパイナップル) の修正。EC のエテフエフオン残留基準に関して危険性評価に伴う科学的証拠の妥当性、国際基準との整合性に懸念が表明された。
32	272	Rapid Alert System regarding mango imports (2008)	Senegal	EU	体制	マンゴー輸入に関する EC の Rapid Alert System (EU 食品・飼料緊急警告システム)。セネガルより、検査ミスにもかかわらず当該システムでリスク検知されたうえ、1業者のみの関与にもかかわらず全セネガル産マンゴーが影響を受けているとして制裁解除が要請された。
33	276	Maximum residue levels for pesticides in cacao (2008)	Ecuador	EU	基準	EC によるカカオの MRL。関連 EC 規則に明示しない農薬の MRL:0.01mg/kg は厳格に過ぎ、遵守困難であるとして、緩和が求められた。

No	SPS Title	提起国	措置国	分類	概要
34	Measures on food products containing meat, poultry or processed egg products (2009)	China	United States	体制	米国による肉類、家禽類含有食品、卵加工製品に関する措置。これらの食品の食品安全・検査体制が米国と同等と認められた国のみ輸出が認められる点について、危険性評価の提示や科学的正当性ない場合の措置の撤廃要請、措置とSPS協定の非整合性等が主張された。
35	Pesticide maximum residue levels (MRLs) (2009, 2010)	Brazil	Japan	基準	日本の残留農薬基準。当該基準が国際基準より厳格で未検煎コーヒー豆の輸出が困難であるとして、基準の修正または経過期間の提供が求められたほか、基準の科学的根拠、危険性評価、検査手法の妥当性への疑問が提起された。
36	US 2009 Food Safety Enhancement Act (2010)	China	United States	体制	米国の2009年食品安全推進法案 (Food Safety Enhancement Act)。法案が含む食品輸出企業の登録、検査、高リスク輸入製品の義務的認証等に懸念が表明され、通報とコメント機会の提供が求められた。米国は当該法案がSPS措置でないのでコメントせず、法案成立すれば通報すると回答した。
37	Maximum Residue Levels of Pesticides (2010)	India	EU	基準	EUの改正植物保護規則 (Revised Plant Protection Regulation, 1107/2009) に基づく残留農薬基準の設定。当該基準の科学的根拠、危険性評価、検査手法の提示が要請され、SPS協定と整合性が問題提起された。
38	Prohibition of Certain Food Additives (2010)	India	Japan	基準	日本による80食品添加物の禁止。該当添加物の人の健康への阻害性、危険性評価の提示がなく、国際基準にも基づいていないためSPS協定に整合しない等と主張された。
39	Measures on catfish (2009)	China	United States	体制	米国のナマズに関する措置。米国の連邦食肉検査法 (Federal Meat Inspection Act) によれば、規制機関が食品医薬品局 (Food and Drug Administration: FDA) から農務省 (Department of Agriculture: USDA) に変わり、ナマズ輸出希望国は自国の検査システムと米国の同システムとの同等性認証をUSDAから受ける義務が生ずるが、現行のナマズ貿易に負の影響が生じるとして規制変更に関する説明等が求められた。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
40	77	Restrictions on canned tuna (2000)	Thailand	Egypt	GMO	エジプトによる GMO 含有食品の輸入制限。タイ産ツナ缶詰は GMO 由来の大豆油を利用せず、缶詰の加工工程で遺伝物質は破壊されるため GMO 由来の有無は特定不可、当該制限が差別的である等として措置撤廃が要請された。
41	250	Trade restrictions related to national systems for determining maximum residue levels (MRLs) for pesticides (2007)	Argentina	Certain Members	基準	多国籍における国際基準よりも厳格な残留農薬基準の導入。国際基準より厳格な基準の導入は古い農薬に関わることが多く、新薬に比べ安価なこれらの農薬を用いる途上国にとくに影響があり、SPS協定のS&D条項が考慮されていない等とのアルゼンチンの主張に多くの途上国が同調し、加えて古い農薬に関するコーデックス委員会の審査・維持体制等にも懸念が表明された。
42	278	Hygienic standard for distilled spirits and integrated alcoholic beverages (2009)	Mexico	China	基準	中国の蒸留酒・アルコール飲料の衛生基準。当該基準はアルコール飲料を分類し、各分類毎のメタノール許含有量を決定している。これに基づけばメキシコ産テキーラは該当分類上の許含有量を超え、中国向け輸出が不可となるが、中国のWTO加盟に際して、両国はテキーラが輸出可能となるような二国間覚書を交わしているの、これに沿った対応をとるよう中国に要請が行われた。

(出所) SPS Information Management System より筆者作成。

(注) No. 39はIMS上「その他」に分類される。No. 40～42は、途上国が途上国に対して提起した案件である。

付表B 途上国が被提起因国となった食品安全分野の「特定の貿易上の関心事項」

No	SPS	Title	提起因国	措置国	分類	概要
1	5	Import requirements for wine (1996, 1997)	EU	Brazil	手続基準・体制	ブラジルのEC産ワインに対する輸入条件案。輸入に際しての厳格な検査条件、科学的根拠の有無、通報義務など手続的要件との整合性も問われた。
2	9	Zero-tolerance for salmonella in imported poultry products (1996, 1997, 2001)	United States	Chile, Czech Republic, El Salvador, Honduras, Slovak Republic	手続基準	チリほかの輸入鶏肉中のサルモネラ菌のゼロトレランス基準。当該基準の科学的根拠の有無、輸入品に對して厳格という差別性に懸念が表明された。
3	63	Information on dioxin (1999, 2000)	EU	Certain Members	汚染物質混入	ベルギーで発生したダイオキシン混入事故に対する各国の貿易制限措置。措置の不必要な継続と科学的根拠の欠如、未通報であるなど手続的問題が問われた。他のケースに波及している (66, 246)。
4	66	Notifications related to dioxin (1999)	Switzerland	Malaysia, Singapore	汚染物質混入	ベルギーのダイオキシン汚染に対するマレーシア、シンガポールの輸入制限措置。スイスが汚染対策としてとられた欧州製品に対する輸入制限措置の影響を受けているとして措置の不必要な拡大に懸念が表明された。
5	83	Restrictions on milk powder imports (2000, 2001)	EU	Panama	手続基準	デンマーク産粉乳に対する事実上の輸入禁止措置。輸入許可・輸入証明の発給遅延による事実上の輸入禁止措置とSPS協定との整合性、未通報など手続上の問題が問われた。
6	114	Food safety regulations affecting agricultural products produced from modern biotechnology (2002)	United States	China	GMO	バイオ農産品に影響を与える中国の食品安全基準。バイオ製品に関する規則について、国産品と輸入品に對する異なる承認手続、強制表示の科学的正当性、未通報等の手続的問題が提起された (遵守のため経過期間を付与することで解決がはかられた)。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
7	127	Import ban on products of Dutch origin (2002, 2003)	EU	China	汚染物質 混入	中国によるオランダ産動物性食品の輸入停止措置。オランダ産品からクロラムフェニコール（抗生物質）が検出されたことを受けた中国の措置が必要以上に貿易制限的であると指摘された。
8	142	Zero tolerance for e-coli (2002)	United States	China	手続基準	中国の生肉・鶏肉中の大腸菌（E-coli）のゼロトレランス基準案。中国の基準案について、根拠となる危険性評価、手続上の改善（TBT通報に加えたSPS通報）が求められた（251へ継続）。
9	146	Ban on hormones in animal production (2002)	United States	Indonesia	手続基準	インドネシアの家畜生産における成長ホルモンの利用禁止案。成長ホルモン剤に関するWTOの先例があることにもかかわらず、禁止案の科学的正当性に関して多くの疑問が提起された。
10	150	Certification of meat and dairy products (2002, 2003)	Canada	Philippines	体制	フィリピンによる肉類・乳製品輸出のためのHACCP第三者認証制度の導入計画。提起したカナダをEU、米国等の先進国がとくに支持し、自国政府の関連当局がHACCP認証しているため独立第三者機関の認証が貿易制限的であることや、国産品と輸入品との差別待遇の恐れに懸念表明された。
11	165	Import restrictions on Spanish olive oil (2003, 2004, 2005)	EU	Bahrain, Kuwait, Oman, Qatar, United Arab Emirates	汚染物質 混入	バーレーンほかによるスベイン産オリーブ油の輸入制限措置。措置の不必要な継続と科学的根拠の欠如が問われた。
12	200	Ban on food grade wax (2004)	United States	India	手続基準	インドによる食品に対するワックス（grade wax）使用の禁止。生鮮野菜・果物に対するワックス使用禁止と国際基準との整合性、国際基準を超える措置の科学的正当性、通報等の手続的整合性が問われた。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
13	215	Public Health Regulation 11 (2005, 2006)	United States	Thailand	体制	タイによる公衆衛生規則案 - Regulation 11。食品に関する規則案について、とくに検査・認証手続の科学的根拠が問題とされた。
14	240	Biotech labelling and import approval process regulations (2006)	United States	India	GMO	インドによるバイオ製品の表示義務および輸入事前認証規則案。措置の不透明性と科学的根拠の欠如、未通報など手続的問題に懸念が表明された。
15	246	Import restrictions on products of animal origin due to dioxin (2007)	EU	China	汚染物質 混入	中国によるダイオキシン汚染を理由とした動物性製品の輸入制限措置。措置の不必要な継続と科学的根拠の欠如等が問われた。
16	251	Zero tolerance for pathogens on raw meat and poultry products (2007)	United States	China	手続基準	中国の生肉・鶏肉中の病原菌ゼロトレランス基準。国際基準より厳しい基準であることと科学的根拠の欠如、国産品と輸入品との差別待遇について懸念表明がなされた (142から継続)。
17	252	Zero tolerance for salmonella in poultry and eggs (2007, 2008)	United States	El Salvador	手続基準	エルサルバドルによる鶏肉・鶏卵中のサルモネラ菌ゼロトレランス基準・認証証明書要求。国際基準との整合性、科学的正当性の欠如、内国民待遇に関して懸念が表明された。
18	253	Export certification requirements for dairy products (2007)	United States	India	手続基準	インドによる乳製品の輸出証明要求。牛乳・乳製品に対する認証要件が貿易制限的であり、科学的根拠を欠く点、内国民待遇上の問題が懸念される点、コーデックス基準よりも厳格な基準であり、国際的義務との整合性の面で懸念があることが指摘された。

No	SPS	Title	提起国	措置国	分類	概要
19	275	Maximum level for ractopamine (2008, 2009)	United States	Chinese Taipei	手続基準	台湾によるラクタトパミン残留基準（ゼロトレランクス）。コーデックス委員会で検討中（未合意のため国際基準なし）であるラクタトパミンのMRLについて、科学的証拠なしにゼロトレランクス基準が導入され、米国の豚肉輸出に影響が生じたことに懸念表明がなされるところにも、通報済の措置と異なる措置が導入されている点に改善が要求された。
20	288	Import measures on animals and animal products (2009, 2010)	EU	Ukraine	体制	ウクライナによる動物・動物製品の輸出継続希望施設に対する検査措置。措置が輸入制限となり得るとの懸念、突然の導入であり措置の範囲、手続など透明性に係る懸念が表明された。
21	296	SPS Notification Practices (2010)	EU	China	体制	中国のSPS措置通報慣行（practice）。2009年施行の食品安全法について、関係国に対する事前通知の欠如やコメント期間の不十分性等について懸念が表明された。

(出所) SPS Information Management System より筆者作成。